

洞 爺 湖 町 議 会 平 成 2 7 年 9 月 会 議

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 7 年 9 月 2 5 日 (金曜日) 午前 1 0 時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問について

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 2 まで議事日程に同じ

出席議員 (1 4 名)

1 番	岡 崎	訓 君	2 番	越 前 谷	邦 夫 君
3 番	五 十 嵐 篤	雄 君	4 番	高 臣	陽 太 君
5 番	千 葉	薫 君	6 番	立 野	広 志 君
7 番	小 松	晃 君	8 番	沼 田	松 夫 君
9 番	板 垣 正	人 君	1 0 番	七 戸	輝 彦 君
1 1 番	篠 原	功 君	1 2 番	大 西	智 一 君
1 3 番	下 道 英	明 君	1 4 番	佐 々 木	良 一 君

欠席議員 (0 名)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	真 屋 敏 春 君	副 町 長	八 木 橋 隆 君
総務部長 兼 税 務 財政課長	遠 藤 秀 男 君	経済部長	伊 藤 里 志 君
洞爺総合 支所長兼 庶務課長	大 西 康 典 君	総務部次 長 兼 住民課長	澤 登 勝 義 君
総務課長 兼選挙管理委員会 書記長	毛 利 敏 夫 君	企画防災 課 長	鈴 木 清 隆 君

健康福祉 課 長	皆 見	亨 君	健康福祉 センター長	山 本	隆 君
観光振興 課 長 兼洞爺湖 温泉支所長	佐々木 清 志 君		火 山 科学館長	木 村	修 君
産業振興 課 長	佐 藤 孝 之 君		建設課長	八 反 田	稔 君
環境課長	若 木	涉 君	上下水道 課 長	篠 原 哲 也 君	
ｼﾞｵﾊﾟｰｸ 推進課長	武 川 正 人 君		農業振興 課 長	杉 上 繁 雄 君	
会計管理 者兼会計 課 長	田 仲 喜 美 江 君		農業委員会 事務局長	片 岸 昭 弘 君	
教 育 長	綱 嶋	勉 君	管理課長 兼学校給 食センター長	天 野 英 樹 君	
社会教育 課 長	永 井 宗 雄 君		代 表 監査委員	宮 崎 秀 雄 君	
庶 務 課 主 幹	西 代 光 明 君		選挙管理 委員会 委 員 長	塚 本 政 寛 君	

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 久 志	議 事 係	平 間 義 陸
庶 務 係	阿 部 は る か		

◎開議の宣告

○議長（佐々木良一君） おはようございます。

現在の出席議員は14名全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（佐々木良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、2番、越前谷議員、3番、五十嵐議員を指名いたします。

◎一般質問について

○議長（佐々木良一君） 日程第2、一般質問を行います。

本日は、5番、千葉議員から、2番、越前谷議員までの4名を予定しています。

初めに、5番、千葉議員の質問を許します。

5番、千葉議員。

○5番（千葉 薫君） 皆さん、おはようございます。5番、千葉でございます。

きょうは、開議5分前から町長が先に座られておりまして、大変時間が長く感じており、大変緊張しておりますけれども、よろしくお願い申し上げたいと思います。

私の質問は、観光施設の利用状況及び今後についてが1点と、少子化・子育て支援対策についてという2件をお願いしているところでございます。

まず、1件目は、きのうの一般質問の中にも出ておりましたけれども、洞爺湖町は観光立町ということで、観光を基幹にしてまちが成り立っている、まさしくそのとおりだろうと思っております。昨年度の事務に関する報告書を見ますと、やはり62万人が泊まっておられ、280万人の方の入り込んでおられるという報告がございます。また、そういった環境で観光に携わっている方々は、当町からだけではありませんけれども、この近辺からお仕事にいられている、また、流通産業のいろいろな方々が観光に携わっているということで、大変裾野の広い観光であると思っております。

また、それに加えて、農業、漁業も、町長が言われるように、両翼としてまだまだ伸びていくということだろうと思います。今後とも、観光にはどんどん引っ張ってもらいたいというふうに思っております。そのような中で、今回も大変好調な観光客の入込みだと決算特別委員会で担当課長からお聞きしておりますし、これからも維持されるだろうという大変いいお話も聞かされております。

町長におきましても、国内だけではなく、海外にもトップセールスということであちこちを回っておられまして、今回は、ジオパークも当町の大変大きな目玉となりまして、観

光だけではなく、教育、防災も絡みますけれども、観光を目玉にジオパークと絡み合った政策ということで、町長もあちらこちらで活動されているということで、大変に頼もしい限りでありますし、今後ともその力を発揮していただきたいというふうに思っておるところでございます。

観光は、先ほど言いましたとおり、280万人の方が入り込んでおられるということは、この洞爺湖町の景観のすばらしさ、環境のよさを味わって帰られる方が多いだろうと思いますけれども、一方で、観光施設を利用される方もたくさんおられるだろうということもございます。そのような中で、今回は、この観光施設がどのようになっているのかということをお聞きしたいと思ったところでございます。

まず、1番目でありますけれども、当町がかかわっている、また、管理している観光施設はどのぐらいあるのか、その数あたりからお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 佐々木観光振興課長。

○観光振興課長（佐々木清志君） 観光施設としまして、屋外の公園を除く建物の関係等がございまして、観光課で所管しているのが4件、森林博物館、文化センター、観光情報記念館サミット、あとは、ジオパークとおっしゃいましたが、西山・金比羅山の散策路でございます。そのほか、火山科学館、ビジターセンター、総合支所におきましても、水の駅、芸術館、カヌーハウス、社会教育としまして、修学旅行誘致等でも積極的に使っております入江・高砂貝塚館、この10件があるとお答えしておきます。

○議長（佐々木良一君） 千葉議員。

○5番（千葉 薫君） 当町で管理している公的なものが10カ所あり、これにプラスアルファで民間の施設もあるわけでありますから、こんなに小さいまちですから、少なくはないというふうに感じております。

そんな中で、どんな利用状況なのかということで、今度は数字をお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（佐々木良一君） 佐々木観光振興課長。

○観光振興課長（佐々木清志君） それでは、観光課の四つの施設についてご説明したいと思います。

森林博物館につきましては、平成21年度より指定管理者制度を導入しておりまして、平成17年度からの約10年間でございますけれども、7,000人から8,000人台の入込み状況が続いているという状況でございます。

二つ目は、洞爺湖文化センターについてでございますが、平成24年度より観光課に所管がえしておりまして、現在、毎年1万3,000人から4,000人の利用状況であります。この中で、特に減免制度が充実されておりまして、町内の関係団体の30件ほどが多く利用しておりまして、以前には30件程度の年間利用でしたが、今は70件程度ぐらいまで回復しておりまして、その利用者につきましては2,000人程度でございます。特に人気があるのは、修学旅行の中学生もそうでございますが、吹奏楽団等の関係で多く利用される状況でございます。

3点目に、サミット記念館でございます。平成21年度にオープンし、4年間、有料施設として維持してまいりましたが、25年度より無料化し、当初、初年度は2万人台、その後、現在は4年目ですが、約8,000人ということで、無料化となって以降も7,000から8,000人の入り込み状況であります。なお、ことしにつきましては、春先以降、三重県でのサミット開催を受けて微増の入り込みで8,000人は超えるのではないかとこの状況でございます。

4点目に、西山・金比羅山散策路でございます。これは、2000年の噴火の遺構を体験できるというすばらしい施設でありまして、ここ数年、約8万人の入り込みです。オープン当初は40万人という数字もございますが、これが安定した数字でありまして、現在では、ジオパークの変動する大地を体感できるという形で、希少なグラーベンという活断層も最近は人気がございます、草刈り等、適正に維持している所存でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 木村火山科学館長。

○火山科学館長（木村 修君） 私のほうから、10施設のうち、洞爺湖ビジターセンターと火山科学館の利用状況についてお答えさせていただきます。

環境省の施設であります洞爺湖ビジターセンターにつきましては、平成19年にオープンしております。入館者につきましては、平成19年のオープン当初が8万7,000人、平成21年まで8万人を超える入館でありました。平成22年度は7万9,000人、平成23年度以降は6万6,000から6万8,000人の入館となっております。昨年度、平成26年度の入館者数は6万7,292人です。

続きまして、火山科学館についてでございます。火山科学館につきましても、洞爺湖ビジターセンターと同じく平成19年度にオープンしております。火山科学館への有料の入館者につきましては、平成19年度が5万2,000人、平成20年度、21年度につきましては4万8,000人を超える入館者がありましたが、平成22年度以降、震災の影響などから減少し、平成24年度は3万9,473人、25年度は4万1,857人、26年度は4万530人となっております。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 永井社会教育課長。

○社会教育課長（永井宗雄君） 社会教育課から、貝塚館の利用状況についてご説明させていただきます。

貝塚館の利用状況につきましては、平成25年度まで1,800人台の入場者で推移しております。平成26年度につきましては2,616名の入場者をいただきまして、対前年度の1,864名に対しまして552名の増となっております。この増加の要因といたしましては、札幌などからの修学旅行生の増加、そのほかには入江・高砂貝塚が世界文化遺産登録を目指します北海道・北東北の縄文遺跡群を構成する遺跡の一つとして注目されており、その取り組みが徐々に浸透してきたものと見ております。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 西代庶務課主幹。

○庶務課主幹（西代光明君） 洞爺地区で該当する施設としまして、洞爺水の駅、洞爺湖芸術館、カヌー体験ハウスの3施設の利用状況でございます。

洞爺水の駅につきましては、平成24年度が13万5,080人、25年度が13万7,060人、26年度が19万9,411人と順調に推移しております。

洞爺湖芸術館につきましては、平成24年度が2,492人、25年度が3,280人、26年度が3,099人と、指定管理者となった平成25年以降、特別展などの開催の努力により3,000人を超える状況にあります。

カヌー体験ハウスの利用状況としましては、カヌー艇庫として42艇を預かっているほか、カヌーの貸し出し件数も年100艇前後を貸し出している状況にあります。利用状況につきましては、年度別でもほぼ同じ状況になっております。ただ、手づくりカヌーの製作に関しては、平成26年度においては1艇のみとなっております。

○議長（佐々木良一君） 千葉議員。

○5番（千葉 薫君） 今、10カ所の施設のご報告をいただいたということで間違いはありませんね。今、確認しながら聞いておりましたが、ふえている施設と減っている施設があるというふうに思います。カヌー体験ハウスですとか水の駅は入館料がなしということですから入り込みで出たり入ったりということと、また、カヌー体験は限られた中でのという特殊性があるからなのかなと思います。

ただ、西山山麓が平成23年には11万人で、前年度はもっといたのですけれども、今は8万人と3万人も減っています。この辺のところは、修学旅行が減ったというような要因もあるかと思いますが、極端に減り過ぎていると見ております。この点をお聞きしたいと思います。

また、入江・高砂貝塚館は、2,416人ということで、前年の1,864人から大変ふえているというというふうに思われます。これは、善戦されているし、いろいろなことを考えているなというふうに評価させていただきたいと思うところでございます。

また、決算でもお話がありましたけれども、火山科学館であります。4万人程度で、平成26年度は3万9,000人という数字でありますけれども、これで採算が合っているという評価なのだろうと思います。採算をとってやっているという報告を受けましたけれども、まず、火山科学館のこの数字に対してご評価をいただきたいと思います。それから、西山散策路の件です。この2件についてどのような評価をいただいているか、お願いしたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 佐々木観光振興課長。

○観光振興課長（佐々木清志君） まず、西山の金比羅山散策路でございます。

先ほど千葉議員がおっしゃいましたように、10万人台から8万人台にまで落ちましたという中身でございますけれども、まず、基本的に洞爺湖温泉の修学旅行の宿泊客が落ちております。特に、昨年は1万5,000人まで落ちています。2万人から3万人ぐらいあったものが約70%、60%という形で、洞爺湖温泉のホテル等を利用せず、現在、後志管内に料金が安い地域がありまして、そちらを経由しています。それから、もう一点は、青森も大変人気があるのですけれども、旅行の行程等、新幹線問題もございまして、少しずつお客さんが減って

いるという状況でございます。

修学旅行ということで、ジオパークの大地が感じられる施設というのは、行って戻ってくるような施設なのですけれども、幼稚園のほうまで行って乗り換えるという提案等もしてございます。しかし、いろいろな旅行行程がございますので、時間の短縮のため、新たな散策路の設置ということも将来的に模索していかなければいけないと思っています。私ども観光課としては、国道230号線の下もいろいろと見てはいるのですけれども、今後、ジオパークの推進協議会ともお話をしながら、設置してから16年目を迎えますので、新たな施設づくりということも考えていかなければならない時期なのかなというところでございます。

○議長（佐々木良一君） 木村火山科学館長。

○火山科学館長（木村 修君） 火山科学館につきましては、平成24年度の有料入館者数が3万9,000人まで落ち込んでおりました。その後、25年度、26年度と徐々に洞爺湖温泉入り込み状況の回復とともに火山科学館の入館も回復してきておりまして、26年度は4万500人までふえてきております。本年度につきましても、8月末現在でございますけれども、前年度を若干上回る状況ということになってきております。

当館の入場者の半数を占めるのが修学旅行等の学校関係でございます。学校数の減少や児童生徒数の減少など、懸念される部分がありまして、青森が約30%を占めているわけですけれども、その辺も減少する傾向にございます。ただ、ここ最近の傾向としまして、道央圏からの修学旅行が増加傾向にあるということで、洞爺湖温泉を訪れる観光客、さらには海外からのお客さんが増加していることに伴いまして、火山科学館の入館者もふえてきております。

洞爺湖温泉へ安定的に観光客が入るということを見越すと、私どものほうもしばらく安定的な状態で推移するのではないかと評価しております。

○議長（佐々木良一君） 千葉議員。

○5番（千葉 薫君） そんな中の利用状況で、昨年9月に、洞爺湖町観光施設等利活用検討委員会が設置されたということでございます。協議の内容につきましては、施設利用のPR方法について、利用促進に向けた取り組みと対策について、また、その他ということでございます。何回か会議が開かれたようでございます。まだ報告を受けていませんので、この場でご報告いただければと思います。

○議長（佐々木良一君） 佐々木観光振興課長。

○観光振興課長（佐々木清志君） それでは、今ご質問がありました観光施設等利活用検討委員会についてでございます。

昨年の12月に正式に第1回会議が設置されてございます。委員の数は10名ほどおります。そのうち、洞爺地区の方が5名、こちらの温泉本町地区で5名という構成でございまして、町内観光協会・温泉旅館組合、PTA、文化団体連絡協議会等から推薦をいただいた方で構成してございます。

昨年度末までに3回の会議が開催されてございますので、内容について簡単にご報告をさせていただきます。

1 回目につきましては、先ほどご説明いたしました10施設と屋外の高砂の公園ですとか噴火記念公園、噴水広場、各種公園等も入れた全体的な施設の概要及び委員長の選出等が行われておりまして、委員長に洞爺湖町自治会連合会推薦であります毛利納氏を選出したのが1度目の会議でございます。

2 月以降に2度目の会議に入りまして、各施設の検討がなされてございまして、町内の公園は除こうということで皆さんの意見が統一され、今後、観光客をターゲットとした施設として検討することが確認されてございます。特に、その中で問題のある施設といたしまして、洞爺湖文化センターの照明、音響の劣化問題、それから、洞爺湖サミット記念館のあり方の考え方、それから、その当時はオープンしていないのですが、森林博物館、この3点については相当の見直しを必要ではないかという意見がありました。

第3回につきましては、観光施設の土・日の閉館です。特に、サミット記念館の土・日の閉館についての意見交換会が開催されたところでございまして、それらの活用の中で、当時、今もやっておりますけれども、ジオの恵みという展示が現在されておりまして、これらのスペース活用等、この部分は皆様から大変好評でいい展示だという評価等をいただいておりますので、観光施設でございますので、土・日もきちんとオープンすべきだという意見で集約されてございます。

また、今年度は、来年、三重県でサミットが開催されるということも決定されましたので、サミットを考慮して当面あけるべきだという意見で、土曜日でも日曜日でもあけるように努めてくださいという1点についての提言書を提出しているところでございます。

本年は2年目になりますので、これらについて最終的には予算の問題もございまして、年内をめどにある程度の方向性を町のほうに提言していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 千葉議員。

○5 番（千葉 薫君） この検討委員会は、昨年9月にできたと言いましたけれども、任期が28年3月ですので、あと半年しかないということでございます。一応、10カ所について審議内容として協議するというところでございますけれども、また、3カ所ということでご報告があったところでございます。

私は、施設を見たりしますけれども、町長はおもてなしという言葉をよく使われます。人の心もおもてなしでしょうけれども、こういった観光施設も当町が管理するものは、やはりおもてなしの一部だろうというふうに思います。

3 番目の項目でまたお話しさせていただきましてけれども、そういったお貸しするもの、今、文化センターについても担当課長からお話がありましたとおり、音響の問題等々、私のほうにもお話は聞かせていただいておりますし、各施設にさまざまな問題があると思います。ましてや、この検討委員会は来年の3月までと区切っているわけですから、早目に協議して、早目に町の方向性を出すことが大事なのだろうというふうに思います。

当然、お金のかかる問題も多少出てくるでしょうし、多少ではないものもあるかもしれません。その辺の検討を加えていただいて、当町の施設として、うちの町は風景がとてもきれいだからそれで済まされるという話ではありませんので、やはり、せっかく施設に来ていただいて、インターネットやソーシャルネットワークサービスなどでひどい施設だなどつぶやかれても困るわけであります。今の時代ですから、その辺とのところは早急に手当てをしていくことが大事だろうと思います。

その辺について、町長はどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 観光施設を維持管理していく中で、全国的にテーマパークと言われていものがありますけれども、ややもすると、いつきの時代の流れが去るとその維持管理がなかなか難しいという部分も全国的に見てあるのかなという感がいたします。

大きなもので、民間のやっている施設であれば、一つの例として、東京のディズニーランド、大阪にも大きいテーマパークがあるようでございますけれども、やはり民間で、毎年毎年手をかえ品をかえ、そしてプログラムを変えて皆さんにお見せし、それで収益を上げていくということがあるようでございます。

ただ、公共施設の場合は、毎年毎年それらに経費をかけてどれだけの収益が見込めるのかというのはなかなか厳しい状況がございます。特に、公共施設ですから、多額の料金を取るわけにもいかないということもございまして、今後、当町のいわゆる公共施設等々については、やはり慎重に論議を重ねていかなければならないのだろうと思っております。

ただ、観光施設ですから、先ほど課長が言いましたけれども、そのほかにも、とうや湖ぐるっと彫刻公園につきましては、民間の方々のボランティアの協力をいただいて、毎年毎年清掃しながら、訪れた方々に、この町にはこういうすばらしい資源もあるということをご紹介し、さらには、今、噴火記念公園においては、いろいろなイベントをやらせていただいております。さらに、駅前棧橋付近の公園につきましても、トイレの和式から洋式化等々、いろいろな意味でできる限りの整備はやっているつもりではございます。さらに、親水公園になりますと、町の財政状況もございますけれども、予定として2年に1回ずつ遊具を設置して、親子連れ、あるいは訪れた観光客の方々に楽しんでいただこうと考えております。今、ここの施設につきましては、議員もご承知のとおり、土曜、日曜、祭日になりますと、相当数の親子連れ、あるいは観光客の方に訪れていただいている状況がございます。

やはり、今ある建物を何とか延命化して延ばしていかなければならない。ただ、役目を果たしたもののについては、ある程度、整理の対象にしていかなければならないだろう。それから、観光客の方に来ていただいて楽しめる施設にするよう、やはり今後も力を入れていかなければならないだろうと思います。そういうことをトータルして観光施設の整備を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（佐々木良一君） 千葉議員。

○5番（千葉 薫君） 公園の話が出ましたけれども、町長が言われる公園のあたりは大変に

ぎわっていると思います。あちこちで安らいでいる町民もそうですけれども、観光客も結構来られているということで、当然、素晴らしい施設をつくっているというふうに認識しております。

質問の3番目に入るのかもしれませんが、今の続きで、以前、議会でもあったと思うのですが、町内の施設の共通券をつくったらどうだろうとか、町民の方々がなかなかじめないので、入館料がかかるところは、町民の方々に1年に1枚でも提供したらどうだろうという話もあったように思うのですが、その辺のところは、こういった協議会とまた、庁舎内とは、そのような話は以前あったのか、また、こういう提案を受けてどのような考え方をお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 佐々木観光振興課長。

○観光振興課長（佐々木清志君） 私からは、観光施設の関係で申し上げたいと思います。

入場料をとっているところは、森林博物館、文化センターは利用者といいますか、おトイレですとか、入館自体はお金がかかりませんのでいいのですが、洞爺湖温泉の公共的な施設の問題でございますけれども、西山火口に行ってもお金はかかりません。以前は、駐車場という形でお金がかかるのは、今、森林博物館だと思ってございます。

昔の噴火前は、特別会計という形で火山科学館なり、森林博物館が町営で特別会計で維持されていたこともございまして、その後、特別会計が廃止になりまして、観光協会が中心となりました観光施設のパック型といいますか、民間も含めたものでございますけれども、遊覧船、隣町の昭和新山のロープウエー、そのほかにクマ牧場など、こういうものがパック商品として1割程度の割引券というのがたくさん出回っておりまして、それらについてたくさん配布されているという状況でございます。現在、町民向けというものは、一切検討していないところでございます。

ほかにも、例えば、洞爺湖温泉開湯100年に合せたスタンプラリーですとか、要するに施設を利用促進していただくための施策としては、年間に1本か2本程度はやっておりまして、中島散策ですとか、風水ですとか、スパポイント、ガチャガチャと言うのですか、洞爺湖温泉に泊まって公共施設等を回って判を押すとガチャガチャで記念の何かが当たるといったものなど、いろいろとやっているのですが、それらは全て一過性のものでございまして、継続して何かが出てきているというものは一切ないのが課題かというふうに考えてございます。

○議長（佐々木良一君） 千葉議員。

○5番（千葉 薫君） 入館料を取るところは、貝塚館と洞爺湖ビジターセンターと火山科学館と森林博物館ということで、本当に数が少なくなってきたと思います。やはり、町内の施設は町民がなかなか行っていないところも結構あると思いますが、皆さんに見てもらおうというのは、洞爺湖町に住んでそういったメリットもあるというふうに思います。

3番目に入らせていただきます。

これは、私からお願いしたいところでございます。先ほどの町長のお話では、なかなか難

しいということも聞いているのですけれども、実は、この２２日に、このシルバーウィークにモーターボートで中島へ行ってまいりました。２時ごろでありましたけれども、大変すばらしい、爽やかな風に乗って着きました。残念ながら、森林博物館に行った折には、客さんは誰もおられませんでした。入りまして、ちょっと右側を見ますと、白壁にひびが入っている、そんな状況でございます。

それから、中に一通り入ると、本当に短い距離で、こんな感じだったのかと改めて感じたところでございます。中に入りますと、入館料が200円でございますけれども、説明書はないし、古くなっているから職員もさわったら壊れてしまうというものもありますし、大変古くて残念だと感じたところでございます。ある方に聞いたところ、200円の入館料を払ったけれども、返してほしいと言ったお客さんもおられたという話でございます。それなら閉館したほうがいいのではないかと思うぐらいの施設だと私はしみじみと感じたところでございます。

今、私がお話しした中で、とりあえず私の意見をどのように受けとめられるか、お聞きをしたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 佐々木観光振興課長。

○観光振興課長（佐々木清志君） 森林博物館の件でございます。

議員がおっしゃるように、森林博物館はもう少しで約50年を迎えます。町に移管されてからでございますけれども、現在は47年が経過してございます。古くは、森林管理署として道が建ててからは60年という施設でございます。その間、幾たびか改修等はしてございます。また、修学旅行等の施設利用等もございまして、一時は入館者が多い時代がございました。現在は、遊覧船という形で民間企業が運営している年間の乗船のお客様が約二十数万人ぐらいいはいるのですけれども、これらのうちの半数以上が中島に下船しないお客様でございます。というのは、旅行行程で、特にインバウンドの外国人は、行って島を回って何々ツアーのお客様はおおりしないでくださいという放送がかかります。そして、人数のカウントですね。お客様を忘れてはいけませんので、そういうことはとり行われて、中島自体には下船されていないということです。

また、地元の方、近隣周辺の方につきましては、中島の森林博物館を利用するという以前に、フットパスやバードウォッチングということで、最近の健康ブームもありまして、中島の中に入っているいろいろなものを楽しんでもらうお客様がふえてきていると思います。

その中で、森林博物館というものが時代に合っているかというご質問だと思うのですけれども、なかなか厳しい状況でございます。2008年に一度、大規模にクリーニングはしてございますけれども、正面には、議員ご承知のとおり、中島にいるはずのない熊の剥製から始まっておりまして、いないものがたくさんあると。もちろん、これは最終的には、貴重な昆虫標本といいますか、ラテン語で書かれた正式なものがございまして、これらについても劣化が著しいということです。専門家に見ていただいているところもございまして、これについては、修復可能というアドバイスをいただいております。したがって、今、千葉議員

がおっしゃったとおり、また先ほど町長もおっしゃいましたけれども、役目を果たしたものの部分では、まだ必要あるのか、皆さんから広く意見を聞いて検討していかなければならないというふうに考えてございます。

○議長（佐々木良一君） 千葉議員。

○5番（千葉 薫君） これから協議会で検討されていくのだろうというふうに思います。今お話を受けた感じの中では、博物館が役目を終えたのかというような感触もあったりするところでございますけれども、行ったときには、昭和30年代の貴重な昆虫類があり、大変貴重でここにしかないのだというお話を承りました。

それから、ずっと置きっ放し、やりっ放しにしているものですから、そこにいた方に言わせれば、ここに縄文土器を置いたらいいのではないかと。箱根のお土産になる寄せ木細工のものが置いてあって、小田原の方が来てそれを見て、懐かしい、なぜここにこんなものがあるのかとって、姉妹都市だからと説明をしたら、なるほど、うれしいなどと言って帰られたそうです。でも、そのせっかくの箱根のお土産も古くなって、全然手つかずで置いてあるわけです。そんなものがずっとつながって終わっているということです。その間、観光客の方々にずっとそのような格好で見られているということで、大変残念なことだと思います。

改築は無理でも、今、留辺蘂の温根湯温泉の山の水族館は大変好評を得て、今はちょっと落ちついたかもしれませんが、そういった施設で人を呼ぶ、そのようなこともやっています。また、最近、室蘭の水族館でも、新しい生き物を入れてまた人を呼んでいます。そのような工夫を凝らして、その施設を目当てにお客様を呼ぶようなこともやっているような気がします。代表的なのは旭山動物園だと思います。

そんな格好で、施設も一部手直しをしながら、そういったものを入れることによって、先ほど担当課長が言われたとおり、熊がいないのに熊があると言いますけれども、あるものを入れればいいわけです。森林博物館は、太古の昔の森林だというふうに売っていけばいいわけですし、パワースポットだということで売ってもいいわけです。そういう施設がなくなるというのは大変寂しいことでもありますし、環境省はうるさいので、なくなってしまったら二度と建たないだろうと思います。改修ならできだろうというような話もあるわけでございます。

その辺のところは、今後の様子を見ながらというふうになるのかもしれませんが、もう一度、その辺の方向性、今の思いをお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 佐々木観光振興課長。

○観光振興課長（佐々木清志君） 今、千葉議員がおっしゃいました森林博物館の件でございます。皆さんご存じのとおりでございますけれども、あそこの土地は誰が所有しているかといいますと、林野庁でございます。また、環境省は、国立公園の第1種特別地域に指定してございまして、あそこの管理計画が平成22年に改正されて存在してございます。特に厳しい地域でございまして、改定版で、洞爺湖町に森林博物館が設置されているが、施設、展示物等の老朽化が著しい。今後、現状の機能を維持しながら再整備を検討するという形で環境省

として基本的な考え方が示されています。

しかし、これに対する正確な補助制度、助成制度等が示されているものではないです。町単独で建てかえるということについては、財政的に大変厳しい状況だというふうに私どもは判断しています。町としても、あの森林博物館以外にも、町のトイレがございまして、これも老朽化してございます。また、民間企業の売店、体験施設等もございます。これらのものも含めて、中島全体のあり方について関係省庁と協議していったらどうしていくかということを進めて、まちづくりを進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 千葉議員。

○5番（千葉 薫君） その施設の利活用検討委員会のご審議のほどを聞きながら進めてまいりたいと思いますが、ほかにも施設はたくさんあるわけですから、他町から来られる観光客の方々に恥ずかしくない施設整備を望みたいというふうに希望を添えて1件目は終わりたいというふうに思います。

2件目でございますけれども、少子化・子育て支援対策についてとさせていただきます。

地域の時代と久しく言われまして、そのうち、地方主権だ、地方分権だともてはやされておりましたけれども、そんな中、2040年には洞爺湖町の高齢化率は52.5%になり、人口が5,345人になるということで、もしかすると消滅するまちになるだろうという推計も出されて、新聞誌上をにぎわせたところでございます。

そんな中、今度は地方創生という話が出てまいりました。この地方創生の中にはいろいろとありますけれども、少子化・子育て支援対策ということが大きな眼目になるのではないかと考えております。この地方創生は、今回、自治体に大きな問題提起をさせていただいたといいますか、宿題を出されたというふうに考えております。地方創生につきましては、町民の皆様も地方創生に何かの期待を抱いており、また、どうなるのかと思っている方も多いいというふうに思います。その中での少子化・子育て支援対策のやり方は、町の大事な施策であるとおられる方が多いのだろうというふうに考えております。そんな中で、今回、質問させていただこうと思ったところでございます。

当町におきましても、少子化・子育て支援対策についてどのようなことしていたのか、また、他町と比較して見劣りをしているものはないのか、また、今後どのように考えていくのかなどをお聞かせいただければというふうに考えております。

まず、当町は、近隣他市町村と比べて人口の減少率は大きいと思いますが、当町のここ近年の出生率をお教え願いたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 近年の出生数についてご説明申し上げます。

平成25年度実績で36名、平成26年度が52名、平成27年度は、まだ途中ではございますけれども、母子手帳の交付件数等を合わせまして見込みとして35名となっております。

今の報告で、平成26年度が52名と突出してございます。例年であれば35人前後で推移して

いるところでございますが、この52名につきまして、保健師とも分析したところ、特に原因等につきましては判明できず、不明というような状況になってございます。

○議長（佐々木良一君） 千葉議員。

○5番（千葉 薫君） ありがとうございます。

50名といえば、小学校1年生ぐらいが大体50名ぐらいでずっといっているのです。今、担当課長が言われたように、ここ二、三年は三十五、六名で推移していくだろうということでございます。

今回の前年度の事務報告を見ますと、35人生まれて155人の方が亡くなられています。そして、転入が412人で転出が517人です。ですから、社会的な減少で100人減っています。自然減でも150人から200人以上が間違いなく1年ずつ減っていくということです。ですから、先ほど推計されていると言われた数字がまことしやかに現実のものとなっていくのかなど、本当に恐れすら感じる報告書でございます。

少子高齢化、子供が本当に欲しい方、子供を産んで育てられて安心できるまちを目指さなければだめだとしみじみ思うところがございますけれども、まず、1点目についてお聞きしたいと思います。

少子化・子育て支援対策としてどのようなことを行っているのか、また、その事業は他市町と比較して魅力的なものとなっているのかという質問に対してご答弁をお願いいたします。

○議長（佐々木良一君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 少子化・子育て支援対策につきましては、子供が生まれ成長する過程におきまして、これまでにさまざまな支援、施策を展開しているところでございます。

乳幼児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診、公園整備、公共施設内に赤ちゃんのホットステーションの設置、かけこみ110番、駆け込みの家の設置、子育てサークルへの支援、ゼロ歳児保育や障がい児保育、延長保育の実施、地域子育て支援センターの開設、学童保育の実施などがございますが、今年度から新たに実施したものといたしましては、出産祝い金の支給、中学生までの医療費の無料化、同じく中学生までのインフルエンザ予防接種の無料化、一時預かり保育などを実施しているところでございます。

これらの事業につきまして、他市町村と比較して魅力的なものとなっているかのご質問でございます。保護者の皆様からは、経済的に助かる、また安心して仕事ができるなどのお声をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 千葉議員。

○5番（千葉 薫君） 今、担当課長からいろいろな施策をご報告いただきましたけれども、これは、他市町でもやっている事業と理解してよろしいでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） おおむね実施していると感じております。

○議長（佐々木良一君） 千葉議員。

○5番（千葉 薫君） 当町が独自でやっている事業はこの中に入っていますか。

○議長（佐々木良一君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 先ほどご説明いたしましたが、今年度から実施している事業の出産祝い金とか中学生までの医療費の無料化、インフルエンザ等の予防接種の無料化につきまして、もちろん当町だけではなく、ほかのまちでも実施しておりますけれども、実施している市町村は少ないというふうに感じているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 千葉議員。

○5番（千葉 薫君） それでは、近隣の市町村で行っている子育て支援について、まだ当町で実施していない事業があれば教えていただきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） まず、自分の町にはどのような子育て施策があるのかという情報を周知する方策としまして、子育て支援に関する情報冊子を作成しているとお聞きしてございます。

当町におきましても、子育てに関する情報冊子は以前からございましたけれども、わかりづらいというご指摘を受けたところから、新たに、仮称ではございますけれども、子育て応援ガイドブックを作成することとして、現在、子育てサークルの皆様からのご意見を参考にしながら、庁舎内の子育て施策に関する課で組織する作成検討会を立ち上げ、協議、検討の上、現在取り進めている状況でございます。手づくりではございますけれども、今年度中に作成を完了し、町ホームページや保育所、幼稚園、読書の家ほか、さまざまな施設に配布して情報を発信する予定としているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 千葉議員。

○5番（千葉 薫君） 大変素晴らしいことだと思っております。その辺のところは、ぜひ提案していただいて、それを見たら子育ての内容が大体わかる、こんなものが欲しい、こんなことをやりたい、こんなことを相談したいということがわかると思いますので、ぜひ早目につくっていただきたいというふうに思います。

やっている事業の中でお聞きしたいものがございます。きのうの議会の中で、ふれあいサロンがあったと思います。これには、子育てサークルの支援と子育てサロンというものがありますね。ふれあいサロンはわかりましたけれども、子育てサロンと子育てサークルの支援というところについてお願いします。

○議長（佐々木良一君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） まず、子育てサロンについてご説明申し上げます。

子育てサロンにつきましては、洞爺地区に1カ所、本町地区に1カ所開設しており、親子に利用していただいているところでございます。

利用状況につきましては、雨天時や冬期間など、外で遊ぶことができないような場合に多く利用されているところでございます。平成26年度の実績といたしまして、洞爺地区では

282件、本町地区では104件のご利用をいただいているところでございます。設置しております遊具の種類や利用時の感想など、今後、利用者からもご意見を伺いながら、利用しやすい充実した子育てサロンを目指したいと思っております。

2点目の子育てサークルの件でございます。現在、当町におきまして、就学前児童をお持ちの保護者の方で組織する子育てサークルが洞爺地区に1団体組織されております。これまで、本町地区におきましても子育てサークルはございましたけれども、会員の減少等に伴いまして解散され、その後は新たなサークルが誕生していない状況でございます。子育てサークルは、同じ年齢の子供を持つ保護者にとっては、交流の機会の確保と各種情報や子育てに関する知識が得られる場の一つであると考えており、これまでも新たなサークルの創設について保護者の皆様に協力をお願いしてまいりました。しかし、なかなかご理解が得られず、これまで創設に至っていない状況であります。引き続き、人材の掘り起こしなどに努めてまいりたいと思っております。

○議長（佐々木良一君） 千葉議員。

○5番（千葉 薫君） その事業を充実させまして、相談を受けながら、また新たな事業をやっていただきたいと思います。

2番目でございますけれども、少子化、子育てに対して悩みや要望などがあると思うが、どのような把握しているのか、また、その対応はどのようなになっているのかというご質問をさせていただきます。

○議長（佐々木良一君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 子育てに対する悩みや要望につきましては、乳幼児家庭全戸訪問や乳幼児健診、フッ素塗布や予防接種時、また保育所への送り迎えのときや子育てサークル活動の支援のとき、さらには、子育て支援センターの活動のときなどで、随時、保護者の皆様にお話をお伺いしているところでございます。

そのほかに、子ども・子育て支援事業計画作成のための基礎資料とすべくアンケート調査を実施いたしました。その中で要望として出されていたのが、保育所における一時預かり保育と病児・病後児保育でございました。担当部局が教育委員会管理課となりますので、管理課よりお答えさせていただきます。

○議長（佐々木良一君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） 初めに、保育所における一時預かり保育についてでございますが、平成26年度に本町保育所内に設置してございます子育て支援センターで試行的に実施したところでございますが、利用希望の把握や利用状況の確認、あるいは、子ども・子育て支援事業計画説明会での洞爺地区の保護者からの虻田地区まで子供を預けに行くことが大変であるなどの意見要望を踏まえ、平成27年度は6月から洞爺湖温泉地区や洞爺地区にも拡大し、本町保育所、桜ヶ丘田保育所及び洞爺保育所の3カ所での本格実施に移行したところでございます。本年8月末までのこれら3カ所の利用状況でございますが、本町保育所では24件、桜ヶ丘保育所が35件、洞爺保育所が8件となっており、それぞれ利用されているところでござ

います。

次に、病児・病後児保育についてでございますが、これは、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院、保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育するなどの内容となっているものでございます。子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査において、病児・病後児保育があったらよいという回答もあったところでございますが、利用の見込みが少ないことや、保育所現場における専用スペースや看護師等の確保など、さまざまな課題があり、簡単に事業に着手できない状況になっているところでございます。

このことから、子ども・子育て支援事業計画において、計画期間中の病児・病後児保育事業については、実施に向けて病院等と協議を行うとなっているところでございまして、今後、町内の病院等と協議を行い、病児・病後児保育事業の可能性を探っていきたいと考えているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 千葉議員。

○5番（千葉 薫君） 今、担当課長は福祉だなと思っておりましたら、社会教育のほうからお話があったということでございます。

今回の決算特別委員会でも、子育て支援を注目して見ておりますと、やはりいろいろなところにかかわっているなというふうに思っております。例えば、子供を産んで住むところがないからという話もあったように思いますけれども、住むところがなくて、どこかほかのまちへ行って住んでしまったと。そういうときは、子育て支援という側面から見ると、子供ができて住むところがないというのは、公営住宅で何とか住めるようにして上げられないか、家賃補助できないか、財政機能の面で助成できないかと思ったりもするのです。そのようなところもありますし、育英資金も今回は余っているようですけれども、あれも子育て支援に入るのかと思ったりします。

そのほかにも、今回の決算特別委員会の中ではさまざまな課で、いろいろなところで子育て支援が散らばっていると感じております。子供が欲しいのにできなくてどうしようから始まって、産まれたはいいけれども、今度は、どのように育てていけばいいのか、病気になったらどうしようかと。そうなると、今言われたとおり、福祉課に行っているのか、管理課に行っているのか、住民課に行っているのか、住民サイドから見るとちょっとわけがわからないと思います。その辺のところを、仮称、子育て支援課ということで、予算は別個になるかもしれませんが、住民サイドの見方は一つです。ただ、行政の都合上で分かれているわけですから、私は子育て支援で困っています、ここに相談に行きたい、そういう課を設けるべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 子育て支援につきましては、現在、本当に業務が多様化してきていると思っております。

そんな中、今、私は、学校教育において、管理課において、いわゆる保育所業務、それ以

外の業務については、社会教育あるいは健康福祉課のほうで担当している部分、さらにはさわやかのほうで担当している部分がございます。近隣の町村を見ても、子育て支援については、できる限り一本化できるところは一本化にしていきたいというところもあるようでございますが、今、私どもの町に置きかえたときに、そこに携わる人材の問題など、いろいろな問題がありまして、今すぐというのはなかなか難しいかと思えますけれども、何とか検討して、窓口を一本化できるようなものをぜひ検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐々木良一君） 千葉議員。

○5番（千葉 薫君） 町民サイドから言うと、ワンストップ化で、ここに行けばどこかに振られるかもしれませんが、ここにご相談申し上げれば、聞いてくれる場所があるのだなという話になるのだと思います。

まず、こんな問題を抱えていて、そっち側に行ったら違いますと言われてしまうのであれば、やはり情けない話です。困って行くわけです。町のほうに相談しに行くわけでありますから、そこで大きく窓口を開いて、ここで受け付けますよ、ここでご相談に乘ります、当然、プライバシーを守ってきちんと整理しますということが出来る窓口ですね。中身はまた別でいいと思えますけれども、そういった町民に対する窓口を持つべきだというふうに思います。

人員の関係という話がありましたけれども、検討されるということです。つくっていただけるというふうに受けとめたのですけれども、町長、もう一度答弁をいただけますか。

○議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 今、国の施策の中でも、子育て、子供に対する支援というのは大きな問題となっているように理解しております。

今の政府の中で、第1次アベノミクスがさきに公表されまして、3本の矢というものが提示されました。一つには、大胆な金融政策、二つ目に機動的な財政政策、三つ目に民間投資を喚起する成長戦略です。ただ、国はそういうことを言うておりましたけれども、私どもの町にどういう影響があったのかというと、私どもの町にそういう恩恵があったのかというと、ほど遠い部分があるのかなという感があります。

きのう、アベノミクスの第2ステージに移るということで、一つ目には、希望を生み出す強い経済、二つ目には、夢を紡ぐ子育て支援、三つ目に、安心につながる社会保障ということで、こういうものについて国を挙げて全面的に支援してまいりたいということもうたわれております。中身がどういうものになっていくのか、きちんと精査しなければならない部分がございますけれども、私どもの町は、先ほど議員からも言われておりましたとおり、自然源が非常に多く、そして、産まれてくる子供の数が少ない、さらには、年間に亡くなっていく方が非常に多い、この現象に何としても歯どめをかけなければならない。

今、進めております、まち・ひと・しごと創生有識者会議におきまして、国の示すいわゆる人口ビジョンで、洞爺湖町は将来的にはこういうふうになる予定ですよというけれども、うちのほうは、頑張っただけにならないように、今、計画を立てようとしている、その中で、当然、子育て支援対策は重要な問題になってくるというふうに認識しておりますので、そこ

ら辺への対策については、今後、しっかり取り組んでいかなければならないと考えております。

○議長（佐々木良一君） 千葉議員。

○5番（千葉 薫君） 3番目に入ります。

当初予測されていた出生率を当町において上げるということでございます。今後、努力を重ねるということで、予算の問題もありますけれども、具体的な点があればお示しいただきたいと思い、質問させていただきました。

町長が言うとおり、私もちょっと見ておりました。国の施策では、どのようになるかはわかりませんが、女性が一生に産む子どもの数を1.4人から1.8人に上げるのだ、必ずそうするという話をしておりました。そのような国の施策もありますし、うちの町はうちの町で一生懸命頑張る、そういう姿を見たいというふうに思います。

3番目についての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 子供は、将来を担う大切な存在であるとの共通の認識に立ちまして、結婚から出産、子育てにわたる切れ目のない対策の推進が必要であると考えております。

子供を出産後、安心して働くことができる子育て環境の充実の観点から、現在検討している事業といたしまして、昨年度、商工会の地域活性化特別委員会からご提案がございましたファミリー・サポート・センター事業につきまして、調査、研究をしているところでございます。事業運営に対する予算や実施体制の整備など、今後、北海道や、さらに既に取り組みを実施している市町村などからご意見を伺い、町内関係機関と協議をして、引き続き、調査、研究の上、今年度中にその取り組みの方向性について結論を出すことを目標に取り進める予定としております。

また、ことしで3回目の実施となります婚活支援事業につきまして、昨年までの2回の開催で1組が結婚をし、2組が婚約をされております。さらに、赤ちゃんを授からない方に対する不妊治療助成事業では、事業開始から3年が経過し、これまで8家族11件の申請をいただき、そのうち1名の赤ちゃんが誕生しているところでございます。

今後も、これらの事業に一人でも多くの参加をいただく努力や事業実施の情報発信などに努めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木良一君） 千葉議員。

○5番（千葉 薫君） 今、皆見課長からお話を伺いました。

今、進めているわけでありまして、もう10月になるわけでございます。10月が過ぎますとまた次年度の予算ということで、そろそろいろいろなところの声を聞き始めるのだらうと思っております。

私は、少子化・子育て支援は、町長に一つ大きな目玉をつくっていただいて、町民に訴えかけていただきたいと思います。そんな思いの一端を聞かせていただければありがたい

いと思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 子供を安心して産み育てる、そのための環境づくりといいますと、やはり安定した収入、しっかりした財源がその家庭に携わっていただかなければならないかと思っております。

私どもの町の平均収入は、これは総務省が発表しているもので、昨年度、平成26年度の資料しかありませんけれども、今、非常に厳しい位置にいるのが現状でございます。全道に179市町村ありますけれども、洞爺湖町の1人当たりの平均収入はかなり下のほうにあるということで、ここら辺を何とか底上げできるようなシステムができれば、もっと子供を産み育てる環境が整ってくるのかというふうに思いますが、これは、正直に言って行政だけの力ではどうなるものでもございません。やはり、民間の企業の努力も当然お願いしなければならないところがございます。

それに加えて、住むところです。これらにつきましては、今、私どもの町の公営住宅はあきがないという状況があります。きのうもお話をさせていただきましたが、まずは単身者が入れるような住宅を何とか整備していきたい。そして、今まで単身で公営住宅に入っていた方々がそちらのほうに移行できて、公営住宅が一つ二つあいてきたというところに、いわゆる子育てをしている方々ですね。先ほど申しましたとおり、私どもの町の平均所得が低いわけですから、家賃にしても相当低い金額で入れるであろうということで、まずは場所の確保です。そういうことをトータルで整備していかなければならないと思います。

そのためには、所管課がどこだ、どこだということではなくて、やはり庁舎内全体でそういう問題に取り組んでいかなければならないと考えております。

○議長（佐々木良一君） 千葉議員。

○5番（千葉 薫君） 若い方がこの洞爺湖町から出ていくのではなく、来ていただくのが本当に理想であります。最低でも、今いる若い方がこの町で産み育てていき、その子供たちがふるさと洞爺湖町と言えるまちづくりをしていただきたいと思います。町長は、そういった面を大事にされて運営されていると熟知しておりますけれども、より一層ご努力をお願いしたいと思います。財政も絡みますけれども、その辺のところは、バランスをとりながら、少子高齢化、少子化・子育て支援対策は大事な施策であると思いますので、よろしく願いまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（佐々木良一君） これで、5番千葉議員の質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

11時15分に再開いたします。

（午前11時07分）

○議長（佐々木良一君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時15分)

○議長（佐々木良一君） 次に、10番、七戸議員の質問を許します。

10番、七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） 10番、七戸です。

早速、一般質問に入らせていただきますが、時間は30分ぐらいを予定していたのですが、もうちょっと長くなりそうです。予定どおりに進むといいと思っていますので、よろしく願いいたします。

1番目には、毒ガの大発生とこれからの対策をテーマに質問させていただきます。

ことしは、私は経験したことがないほど毒ガが発生したのではないかとそのように思っています。私自身も、春先の幼虫のときから2回、夏場の成虫になってから2回被害に遭いました。

以前から、毒ガというのは、黒っぽいような、黄色っぽいような毛虫なのだという形は覚えていましたが、成虫の形は余りわかりませんでした。夏になって草刈りをしていると、長い草の根っこのほうから、何といたしますか、モンキチョウの子供みたいなのが出てきまして、かなりかわいいチョウチョウだと思って何の知識もなかったものですから、それで腕や首がぶちぶちと腫れてきました。まさか毒ガだということがわからなかったわけです。

いずれにしても、こんなふうに何度も発疹が出たことは今まで経験がありませんので、ことしの洞爺湖町は、今までにないぐらい毒ガが大発生したのではないかなと思っております。

この毒ガの大発生は、この町に限ったことなのか、あるいは、近隣自治体に限るのか、全道的に発生しているものなのか、その辺を伺っておきたいと思います。

また、統計が存在するかどうかわかりませんが、過去の発生との共通点だとか、そういう発生のメカニズムを聞きたいと思います。

いろいろなことを言われる方がおりまして、その発生のメカニズムは実際には余り知られていないということも聞いています。一説には、農家の方がよく言うには、春先の雨の少ないそういう年には毒ガが大発生するのだと、そういうようなちにまたに流布している話は聞いたことがあります。

まず、発生のメカニズムについてつかんでおりましたら伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木良一君） 若木環境課長。

○環境課長（若木 渉君） 七戸議員よりご指摘がございましたことしの毒ガの大量発生につきましては、町としても駆除等の対応に苦慮したところでございます。

今年度の毒ガの大量発生につきましては、洞爺湖町に限ったものではなく、札幌市や苫小牧市、白老町、登別市、室蘭市、伊達市、函館市や北斗市など、道央や道南の一部地域で大量発生していたようでございます。道東のほうでは大量などの報告はないようで、これにつきましては、標高の低いところに生息しているので、大雪山系から日高山脈を越えられない

ためだと考えられているようでございます。大量発生する時期につきましては、数年から10年単位で発生すると言われておりまして、今はその時期に入っているようでございます。

洞爺湖町として、統計データとして残っているものはございませんが、記憶の範囲で申しますと、3年ほど前より毒ガが散見され始め、昨年あたりから草刈り作業中の嘱託職員が毒ガの幼虫に刺される事案も発生いたしまして、さらには、ことしの大量発生へとつながっている状況となっております。

統計が残ってございませんので、過去の発生状況との共通点を見出すことはできませんが、過去の文献によりますと、1996年、今から19年ほど前にも北海道南西部において毒ガ幼虫が大量発生したことに伴いまして、苫小牧市と室蘭市で調査が行われた記録が残っているようでございます。大量発生の原因、メカニズムといたしましては、北海道立衛生研究所や室蘭保健所へも確認いたしました但、今のところ不明であるということでございます。

○議長（佐々木良一君） 七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） 8月号の広報とうや湖には、1ページの3分の2ほどを割いて大々的に、そして事細かに毒ガへの注意が書かれていたのです。広報が発行されるころには被害が広がっていたのではないかと思います。

病院へ行きましたら、きょうの毒ガの患者はあなたで12人目だとお医者さんから知らされたり、あるお医者さんは腕まくりを見せて、私のほうが重症だと教えてくれたという例もあります。

毒ガがいるところで作業している、その瞬間から皮膚が赤くなったり、かゆみを覚える方もいるようで、症状もさまざまのようです。これは、人によって症状が違って、その毒ガがいるということだけでショックから随分と赤くなる人もいるようなのですけれども、最も重い症状が出たとき、例えば心配するのは、きのうも道東のほうで蜂に刺されて2名の方が亡くなっておりますけれども、そのような重篤な症状が出るのかどうか、この機会でございますので、伺っておきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 若木環境課長。

○環境課長（若木 渉君） ただいまご質問のございました内容につきまして、町内の医療機関に確認いたしました内容に基づきましてご説明させていただきます。

毒ガ被害によります病名といたしましては、毒ガ皮膚炎あるいは毛虫皮膚炎と言うそうでございます。毒針毛と呼ばれる毒ガの毛が皮膚に付着するとかゆみを感じ、それをなでたり、かいたりすると、毛が皮膚に刺さり強いかゆみがあらわれるようでございまして、これを毒ガ皮膚炎と言うそうでございます。

症状といたしましては、かゆみ、発疹、痛みが主となっておりますが、洞爺湖町で発生した毒ガ皮膚炎の方は、かゆみと発疹がほとんどで、痛みを訴えられる方は少ない状態だったようでございます。

これらの症状が起こる原因といたしましては、毒ガの毛に含まれる毒素成分の一つであるヒスタミンが由来しているようでございます。ヒスタミンとは、もともと体内に存在する化

学物質で、ふだんは症状がありませんが、薬や食べ物、毒素などの成分に反応して活性化し、かゆみなどのアレルギー症状を引き起こす作用があるそうでございます。一度、毒ガ皮膚炎になると、体の中に毒ガの毛に対する抗体ができ上がりまして、その状態で2回目、3回目に毒ガの毛に触れると、反応しやすくなり、症状が重くなることもあるそうでございます。

最も重い症状といたしましては、先ほど、七戸議員がお話しになっていた蜂毒で有名なアナフィラキシーショックがございますが、毒ガは、蜂毒のように強い毒性を持っていないため、アナフィラキシーショックを起こすことはまれなようであります。このアナフィラキシーショックにより重症化した場合の症状といたしましては、全身が赤くなったり、幼虫に触れた部分が20センチ四方に腫れ上がり3日間ほど眠れなくなるケースや発疹が全身に及ぶ場合等があるそうでございます。

今回、症状についてご説明いただいた医療機関を受診された方のうち、毒ガ被害に遭われた方は436名おられたそうですが、このうち、アナフィラキシーショックを起こされた方はおられなかったようでございます。

○議長（佐々木良一君） 七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） ショックは起こさないということなので、倒れたりするということはないのであろうというふうに聞きました。

ただ、毒ガが大分まち中に広がってしまして、例えば、町の施設ですが、高砂団地を初めとする公営住宅あるいは駅と役場を結ぶ連絡通路のところにもびっしりいました。毒ガ対策について相談を受けて役場のほうに相談しましたら、すぐに毒ガ専用のスプレーを配布していただいて、それも大分効果があったように聞いております。

その状況や対策の件数ですが、毒ガに対する相談が環境課に寄せられたと思うのですけれども、その件数は相当あったのでしょうか。また、対処方法についてお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 若木環境課長。

○環境課長（若木 渉君） ただいまお問い合わせのございました公共施設での毒ガ対策でございますが、公営住宅の敷地内につきましては、建設課より依頼を受けまして、高砂団地、泉公園団地、月浦団地、新青葉団地の4団地におきまして、動力噴霧機による薬剤散布を実施してございます。このほか、公営住宅内におきましては、共用の通路部分に毒ガの成虫が飛び交っているために掃除ができず困っているという相談が寄せられまして、建設課の住宅係におきまして、各公営住宅に毒ガのりん粉等が飛び散らない成虫用殺虫剤を各1本の配布を行ってございます。

駅と役場を結びます洞爺駅跨線橋につきましては、環境課職員あるいは嘱託職員による清掃作業によりまして、二度ほど駆除作業を行ってございます。

このほか、教育委員会からの要請を受けまして、虻田中学校、入江保育所及び入江の教員住宅におきまして各1回ずつの動力噴霧機による薬剤散布を実施してございます。これ以外に、みんなの森公園や洞爺湖温泉公園においても、同じく各1回、動力噴霧機による薬剤散

布を実施してございます。

また、対応といたしましても、幼虫、いわゆる毛虫の時期につきましては、先ほど申しました動力噴霧機による薬剤散布での対応が可能でございましたが、成虫になりますと、屋外での対応はなかなかできなかったことから、広報等での周知喚起を行ったところでございます。

対応の時期といたしましては、5月中旬ごろから始まりまして、最盛期の7月ごろには、駆除処理に向かった職員に新たな駆除先の連絡を入れながら対応していた状況でございまして、正確な件数までは把握してございませんが、町道敷地のほか、先ほど公営住宅の敷地や学校、保育所等も含めると、少なくとも50件以上は対応していたと記憶してございます。

○議長（佐々木良一君） 七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） 何といたしまして、自然のことでありまして、自然のことのメカニズムはなかなかわからないかと思うのです。毒ガ騒動というのも、このごろは、秋風がちょっと吹いてきて下火になってきているようですが、まだ何もいないのだけれども、枕木を担いだらまたなってしまったとか、いろいろな苦情も出ています。

来年もこんな状況だったら大変だというのが住民の率直な声のようです。来年のために何か打っておく手があるのか、また、毒ガ発生の要望のために行政が打っておく手があるのかを伺っておきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 若木環境課長。

○環境課長（若木 渉君） 対策でございます。

自然界において発生する毒ガの発生源そのものを抑えることは非常に難しいと認識しているところでございますが、幼虫期の毛虫の段階における駆除を強化することによりまして、成虫の発生抑制にはつながるものと認識してございます。

残念ながら、毒ガの幼虫の駆除が必要な時期と町内の草刈りの繁忙期は重なるものでございまして、対応の遅さから、住民の皆様方にはご迷惑をおかけしているところでございますが、これまで以上に幼虫期の毛虫の駆除を優先に対応するように心がけてまいりたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） 喉元過ぎれば何とかという言葉がありまして、冬になってまた春になるころには私も大分忘れてしまうと思いますので、忘れないためにもお話をしておきたいと思うのです。

実は、私の周りの人に聞くと、毒ガの幼虫は見たことがあって案外記憶しているのです。ところが、成虫というのはわからない人のほうがはるかに多かったです。私もそうだったからと主張するわけではないのですけれども、ボランティアの方々にその連絡通路を掃除させていただいたときも、私は経験があってわかったのですが、その毒ガの死骸がいっぱいあるのを毒ガだとわからないでさわってしまった方が結構おられまして、ほとんどの人が病院通いをしたという状態なのです。

これはなぜかという、広報とうや湖のページに書かれていたのは、成虫は色が茶色っぽいという表現をしていたのです。でも、私が飛んでいるところを見た感じでは、モンキチョウそのものの小さな形なのです。ですから、飛んだときのイメージととまっているときのイメージが違うのか、あるいは、時期によって色が違うのかわからないのですけれども、とにかく成虫はこういうものですよ、幼虫はこういうものですよということを、春先にでも、ぜひカラーのチラシで1回各世帯に流していただけたら大分さわらなくなるのではないかと思います。

こういうことも時間をかけて検討していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 若木環境課長。

○環境課長（若木 渉君） ただいま議員からご要請がございました春先におけるカラー写真を用いた注意喚起のチラシの配布につきましては、住民の皆様にとりましても、毒ガの個体認識に役立つものでありますことから、前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） よろしく申し上げます。

私が白黒の広報を見て全然わからないでさわったわけですから、ほとんど、そういうことなのではないかと思いますので、ぜひ、カラー写真で配っていただきたいと思います。

二つ目は高齢者の方も使える公園についてという件名で通告しました。余り正確な件名ではなかったと思います。なぜかといいますと、この町にはご高齢の方が使えない公園というのはないのではないかと考えたからです。ご高齢の方も使い勝手のよい公園にという趣旨で質問させていただきたいと思います。

公園の質問に入る前段で、町全体の公園について一部気になっている部分があるものですから、そこを先にお伺いしたいと思います。

それは、今はどのような取り扱いになっているかわからないのですが、泉の桜公園のところは、何回行ってもほとんど草が生えっ放しではないかと思います。今、あそこは公園としての役目は完全に終わらせて、条例からも外してあるということでしょうか。あそこへ行くたびに、管理している様子がほとんど見受けられないと思うのです。

もう一点は、月浦の森林公園です。森林公園は、自然観察のために草はある程度伸ばしておくのだという話なのですけれども、たまに行くと、ほとんどお屋敷の跡も使われた形跡がないような気がするのです。ですから、この二つの公園の管理と住民の使用状況はどうなっているか、これを先に伺っておきたいと思います。

もう一点ですが、実は、公園に関しまして、住民の方から栄町になりますか、私が管理して何とか草刈りをするから、ここを公園化できないかという話がありまして、そのときに、道路を簡単につけてもらえないだろうか、ちょっと道路から奥まっているのだという要望があったという話を聞いています。これは、断われたそうですけれども、これからの公園の管理とか、ほかのところの草刈りの状況を見ると、小さな休むところのスポット的な場所で

公園をつくった場合とか、民間の人が草刈りをしてくれるのであれば、ある程度気持ちは酌み取ったほうがよいのではないかと思います。それは断わられたようですから、その理由を伺っておきたいと思います。

質問の前に、この3点について伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木良一君） 若木環境課長。

○環境課長（若木 渉君） 私のほうから、泉の桜公園の管理状況についてご説明いたします。

桜公園につきましては、今年度、職員によります草刈りを一度実施した後、ことしの8月下旬に、ボランティアの団体といたしまして、天理教の緑化ひのきしんの方々によりまして大々的に草刈りを実施していただいた状況になってございます。ことしは、その2回の実施という状況となっております。

○議長（佐々木良一君） 佐々木観光振興課長。

○観光振興課長（佐々木清志君） 月浦の森林公園についてでございます。

月浦地区の草刈りという形で、全体で年に3回、高齢者事業団のほうに委託してございまして、年間であと1回あるということでございます。なお、森林公園の一番奥にあります施設でございますが、あの施設管理につきましては、グリーンスティのほうで管理しているような形をとってございます。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 八反田建設課長。

○建設課長（八反田 稔君） 3番目のご質問の関係でございます。

栄町の地域の中で、町民から河川敷地を小公園として整備するので、その中に入っていく入りを整備していただけないかというお話かと思います。

この提案者につきましては、現在も環境課にてボランティアとして登録されて河川敷地等を草刈りしていただいている方でございまして、私どもがその話をいただいたのは6月下旬でございまして、早速、現地を確認させていただきました。その後、7月に2度ほど足を運んでおります。

先ほど七戸議員が言われたできないという理由でございますが、現状では、まだ草刈りをきちんとできていないような状況といえますか、これから小公園をつくるので、そのときに入りを整備していただけないかというお話だったものですから、その小公園の中身自体もはっきりしていないということと、その形が不明瞭なもの、それから、かたいことを言うようですけれども、洞爺湖町の公園条例によるものではないものですから、公費を使ってそれを整備するのは、今ここで、はい、わかりましたという話にはならないということで、ボランティアとして草刈り等をしていただいているのは感謝を申し上げたところでございますが、そこにつきましては、そういうことで回答させていただいたところでございます。

○議長（佐々木良一君） 七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） 今、課長がかたいことを言うようですがと言われたのですけれども、かたいのもお役所の大事な部分かと思います。これは、今後のことということで、また少し

議論させていただきたいと思います。

ただ、答弁で漏れていたのは、2カ所の公園の利用状況がどうなっているのかということです。前に桜公園ができてすぐに、整備がきちんとされているときに、以前の課長は利用は皆無ですという表現をしたことがあるものですから、月浦の公園についてはいかがでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 若木環境課長。

○環境課長（若木 渉君） 泉の桜公園の利用状況としては、ほとんど活用されていない状況になっていると認識してございます。

○議長（佐々木良一君） 佐々木観光振興課長。

○観光振興課長（佐々木清志君） 月浦の森林公園でございますが、一番使っている方は、アウトドア関係者の観光事業者でございまして、バードウォッチングやガイドなどが地方のお客様を連れて利用してございます。

また、社会教育と連動いたしまして、春には一度、木の生態の専門家と鳥の専門家を伊達市のほうから招致して、町民の見学会という形で、ことしの5月だったと思いますけれども、約四十数名の方が集まって2班に分かれて見学したということがございます。

詳細の月別の利用状況については把握していない状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） 本題に入っていきたいと思います。

公園の使用状況は大体伺いましたので、話は（2）番目に行きたいと思います。

子供の公園というところから少し離れまして、私の個人的な感想ですが、一般の公園をもう少しご高齢の方が使用している状況があってもいいのではないかと思います。よくご高齢の方を見かけるのは、屋内であったり、パークゴルフ場であったり、そういうところを使われている方が多いです。あるいは、いろいろなクラブの集まりとか、体調のすぐれない方はデイサービスに行っているとか、いろいろなことがあると思います。そのような中で、1カ所ぐらい、健康のために使用できるような公園があってもいいのではないかと私は考えているのです。私も10年後には立派に高齢者になっております。きょうは、そういう意味でお伺いしております。

昨日も、ほかの議員からこれに類似する質問がありました。それで、シニア向けの健康遊具ということで、私もこの質問の通告を出しております。このことにつきましては、きのうは洞爺地区のことについて答弁がありましたが、私は、虻田のほうにも必要なのではないかと思います。

どうしても、少子高齢化の時代ですから、高齢の方が使えるシニア向けの遊具をそろえた公園が何カ所かあったほうがいいのではないかと思います。ひまわり団地のほうに遊具があるのは確認いたしました。ただ、団地内にある公園や遊具は外部からはなかなか入っていきにくいという問題もありますので、できれば、一番初めに高砂・貝塚公園などよく使われる公

園にシニア向けの健康遊具を何基か置いていくようにこれから検討願いたい、そのように思います。

これからはもう秋です。秋を迎えたらすぐに冬ということでございますので、泡を食って前のめりに検討しなくて結構ですから、少し勉強するなり、検討するなり、考えていただけないかと思います。

○議長（佐々木良一君） 若木環境課長。

○環境課長（若木 渉君） 昨日、五十嵐議員からのご提案にもございましたとおり、これからの少子高齢化社会を考えたときに、高齢者をターゲットとした健康づくりの場を確保することは大変重要になってくるものと認識してございます。

きのうの健康福祉課長からの答弁でも申し上げましたとおり、健康遊具は、高齢者のみならず、中高年者の老化防止や介護予防にも期待が持てるばかりでなく、子供たちと高齢者の方々の世代間交流の場としても有効でありますことから検討の余地はあると思いますが、まずは、きのう申し上げましたとおり、洞爺高校閉校後の敷地内におきます公園整備計画の中での検討結果を注視してまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木良一君） 七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） その様子を見てからでも遅くないので、本町のほうでも、検討とまではいなくても、勉強課題にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 若木環境課長。

○環境課長（若木 渉君） 今、勉強課題ということでご提案をいただきましたが、先ほど申し上げました洞爺高校閉校後の敷地内におけます公園整備計画の検討段階におきまして、既にごございますひまわり団地の健康遊具の活用状況等も参考にしながら、健康福祉部局と協議を重ねてまいりたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） それでは、最後の質問でございます。

きょうの最後の質問は、人工芝サッカー場と旧月浦小学校の解体についてということで通告してありますので、よろしくお願いいたします。

先月の8月会議について補正予算を示されまして、実際に小学校の解体と、荒整地といいますか、とにかく平面化する整地の予算が出てきております。私が賛成討論をして、もう一方の議員が反対討論をしております。私は、反対討論を聞いていて、実はうなずける部分もあったのです。うなずける部分もありながら、片方は反対、片方は賛成ということでございました。それは、後から明らかにすることといたします。

これからの建設に向けてのタイムスケジュールと全体の金額をもう一回伺っておきたいと思います。全員協議会で示されておりますので、あらあらで結構でございます。よろしくお願い致します。

○議長（佐々木良一君） 八反田建設課長。

○建設課長（八反田 稔君） 人工芝サッカー場につきましては、今、お話があったとおり、

8月会議にて委託料と工事請負費の補正予算の承認をいただきました。現在、多目的人工芝スポーツ施設整備事業として事務を早急に取り進めているところでございまして、今月の末に入札を執行する予定となっております。来月から用地測量や解体工事に着手することとしてございます。

来年の工事でございますが、スケジュールといたしましては、新年度予算を承認いただけましたら、新年度早々から造成工事を発注し、整地完了後に人工芝工事や他の関連工事を実施することとしてございまして、その後、冬期間の養生期間に充てて、平成29年度の春先から利用していただけるように取り進めているところでございます。

また、工事金額でございますが、全体としましては、これから実施設計を積み上げていくことになるものですから、確定したものではございませんが、今言われたとおり、全員協議会にて提出している資料に2億4,000万円という数字があったかと思います。今般の建設事業は、資材や人材の不足により、工事費がだんだん高騰している状況でございますので、今後変動があると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） 実は、いろいろな形で資料を示されて、きょうは持ってきているのですけれども、その資料の6ページにサッカー場の建設費用の比較があります。公共と非公共ということで示されているわけですが、全員協議会の中で出た資料でございまして、このようにインターネットで放送しているわけでもないの、一応、持ってきておりますが、話を飾らないで言います。いつもは原稿を使うのですけれども、この先は原稿を使わないで話しますので、よろしくお願いいたします。議員の皆さんは、いろいろなことに精通されている方が多いかと思うのですけれども、私は、議員は町民の皆さんから選ばれたら、皮膚感覚とか、ある意味では住民の皆さんに選んでいただいたいいわゆる偉大なる素人といいたうか、そういう感覚で何か感じるものがあつたら話していきたいといつも思っていたものですから、きょうは原稿を省略させていただきます。

いただいた資料の中は、非公共であれば1億9,900万円、公共工事であれば2億9,900万円とあります。雑な話をすると、経費部分を除いて2億円と3億円の違いだということなのです。非公共というのは、プロポーザル方式ということで、名前がもうここに載っております。プロポーザル方式については、私なりに一生懸命勉強して調べもしましたが、ここのところが何となく感覚的にひっかかるのです。

なぜかという、プロポーザル方式にすると建設費が1億円も少なくなるという話だったのですけれども、ここがまさに反対討論の方と意見が一緒になるところでございまして、どうも違うのではないかという気がしているのです。非公共ということはすなわち民間ですね。公共ということは今までやってきたような発注の仕方ということではないかと思います。ただ、2億円と3億円というのが現実だったら、今まで発注してきた洞爺湖町の事業はどういうことになるかという気もするのです。これは、このサッカー場のことだけですと云うか

もしれないのですけれども、公共で頼むと高くなるという感覚がいまいちわからないのです。この辺をご説明願えませんか。

○議長（佐々木良一君） 八反田建設課長。

○建設課長（八反田 稔君） この計画書の中の6ページの内容かと思います。

今、七戸議員が言われたように、ここでいう一般の諸経費を使って一般の価格でやった場合で積算したものというふうにご理解いただけたと思うのですが、非公共につきましては、プロポーザル方式を採用して設計から施工まで一括で発注することにより安くなると書かれています。

実際にここで表を比較してみますと、いわゆる共通仮設費、現場管理費、一般管理費という諸経費が非公共はかなり安くなっていることに違和感を感じているのではないかと思います。そこにつきましては、ここでいう考え方の一つは、プロポーザルによりまして、直線工事費自体も縮小して安価にしたいという考え方も実はあったと聞いてございます。一つは、プロポーザルによりまして、施工方法がたくさんある中で、その採用を決定していきたい、細かいことを言うようですが、雨水排水工事とか路盤工など安くなっているところがあるので、そこら辺を絞ったというのが一つだと思います。

もう一つは、いわゆる企業です。今までは、ゼネコン、地元の業者を使って発注して経費を見て入札しているのですが、その業者が直接請け負うことによって、あくまでもサッカー場の人工芝を専門にやっているような企業がやった場合に、その業務を任せることによって経費が安く済むという案でこの金額が提示されているかと思います。しかしながら、今の3億円と2億円というのは、私はそこまで言えない部分があるのですが、そういう趣旨でここを提示しているというところだと思います。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） 私は、本当に土木は素人なのですけれども、建築関係の本当に下の下のほうで仕事をした時期があったものですから、建築業者というのは職人の知り合いがいて、いろいろな電話をいただいたり、いまだにいろいろな交流もあるのです。議員になると建築関係はどうしてもできないので、そこからは手を引いたのですけれども、いまだに職人さん方とはいろいろな話をします。

そういう中で話をしたのは、今、どうしてプロポーザルなのかということです。金額の問題があったようですけれども、今までずっとJVとか指名入札というふうに来て、しかも、段取りよく来年から始まる仕事ということで、1年も前にプロポーザルだけ固めているのです。ですから、余りにも早くプロポーザルを決めてしまうという発注の方式といいますか、見積もりの方式といいますか、よくわからないのですけれども、そのところがわからないのです。余りにも早過ぎたということです。

もう一つは、私も1カ月前からずっと調べているのですけれども、大いなる勘違いがありました。それは、人工芝を敷くという仕事です。私たちは、「時之栖（ときのすみ

か)」のところにも行って半日ぐらい勉強させていただきました。私などは歩いて歩いて足がぼっこになったのですけれども、人工芝のサッカー場を何面か見てきました。それから、箱根でも人工芝サッカー場をつくったということで、学校跡地につくったものを見てきました。それから、旭川方面からの視察の帰りにコンサドーレの関係の人工芝サッカー場も見てきました。人工芝サッカー場を見ると、先ほどから言っているように、私のような素人感覚では物すごい難しいものに見えるのです。特殊な技術があるところしかできないと思ったのです。

でも、この1カ月間を調べてみたり、人の話を聞いてみると、例えば有珠のサッカー場も、ほとんどは地元の土木業者がやった仕事です。だから、人工芝を敷くという部分以外は、言ってみればどういうことなのかと考えると、アスファルトのついた道路と同じです。ですから、そんなに大手の土建屋ではなくてもその部分はできるのです。金額ではなくて、技術的な話ですよ。これも、土建屋にしても、いろいろな機材繰りの問題もあるようでございまして、水平をとったり、高さや勾配をとっていくのに、衛星からのやりとりをしなければならぬ部分もあります。しかし、これは、そう難しい話ではないし、機械を用意するのも難しくないし、工法としては、地元の業者さんでも普通にやっているようです。

ですから、端的に言えば、技術的に地元の業者ができないのは上の人工芝の部分なのであって、それまでの石を入れて基礎をつくる、転圧してアスファルトを入れていく、アスファルトの舗装業者というのは、ここに出先が2社もありますから、それは地元で十分賄えます。それから、フェンスにしても地元の建設業者でできます。照明器具に至っては、高いところにずっと立っていて照明がついているから、あれはよほど難しい仕事に見えるのですけれども、私も電気の免許を持っている関係ではっきり言いますと、あれはどなたがやっても建柱屋に外注するのです。だから、電柱を立てる仕事を外注すれば、あとは地元の業者で全部一括引き受けてできるわけです。

ですから、技術的にはそう難しくないので。端的に言うと、人工芝以外は道路をつくるのと同じという考え方でいるのです。専門家が聞くと笑うかもしれないのですけれども、できる、できない話をすると、私の解釈というのは間違っているでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 八反田建設課長。

○建設課長（八反田 稔君） 今、2点のご質問がございましたが、まず、今、なぜプロポーザルなのかという話があったかと思います。

プロポーザルというのは、従来は、そのプロジェクトにとって最も適切な想像力、技術力、そして、その経験と実績を持つ設計者を選ぶときにこの言葉を使っていました。しかしながら、近年は、一定の条件を設定し、その基準に合う技術提案を求めて、価格や提案内容によってその施工業者を決めていくというのが最近使われてきている状況でございます。

その中で、サッカーの関連でなぜ使うのかということになりますと、サッカー場の人工芝の種類がかなりあるようでして、施工方法も多岐にわたっているということで、その採用の決定がなかなか難しいということがあります。それから、その提案によって工事費と維持費

との兼ね合いが確認できるといいますか、安ければ後でお金がかかりますし、初めにお金をかければこれだけイニシャルコストとランニングコストのバランスがとれるということがわかるかと思います。それから、設計、施工のために瑕疵が発生した場合は、そのことが明確になるということで、プロポーザルを検討してございました。

私どもといたしましては、提案者は、サッカー場の人工芝の実績を持つ企業と、そのほかにそれらと地元業者をＪＶのようなことを想定してございます。今後の話ですからまだ決まったわけではございません。

それらの企業の提案によって工事費が安価になり、かつ維持費も節減できるということを期待してここで提案しているというふうになっているところでございます。それから、技術的にどうなのだというところで、これから測量と実施設計を進めるのですが、そのプロポーザルの内容に屋外の照明工事がありました。それから、フェンス工事、路盤工事も含めて、この提案内容のどこの部分までをプロポーザルとするかも今後は十分検討して決定していきたいと考えているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 七戸議員。

○１０番（七戸輝彦君） やはり、久々の大型の工事なものですから、プロポーザルで組むときに、全体が町の外に出ていってしまうというのは、やはり経済の循環が起きないのではないかと思います。

なぜこんな話をするかといいますと、私は、決して町の建設業界のそういう話を受けてのことではないのです。それは、一番初めに、職人さんとか現場で働いている人たちがいるということで、私はその人たちとしょっちゅう話をしておりますが、どうせするのだったら、そういう人たちに仕事を起こしていただきたいと思うのです。

したがって、プロポーザルの持ち方によっては、全部を町の外に出してしまって、その下職みたいな形で入ってくるというのは、私は違うような気がするのです。今、課長が言われたＪＶを組むにしても、町の業者とのＪＶを組んでいくと。当然、人工芝の部分は町の中にはないですからね。そこと組んでいって、表現が余りよくわからないので、頭になる部分を地元の業者にしていただきたいと思うのです。その辺も含めながら考えていってもらいたいと思うのです。

来年、２億円の仕事が出るとなりましたら、金額的には、ちょうど今の建設課長が前に携わっていたような上水道の仕事ぐらいの規模ですね。多くの仕事は余りないです。大磯分区でやった係留の仕事くらいしかなかったので、来年、これが出るということになれば、ぜひ、町の経済の循環に使っていただきたいと思うのです。

これは言っては悪いのですけれども、全て外に出ていくような形だったら、やはり私は寂しいし、一生懸命働いている方々が喜んで働ける、安心して働けるような環境というのもぜひ設けていただきたい、そのように思っている質問なのです。いかがでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 八反田建設課長。

○建設課長（八反田 稔君） 議員が言われたとおりかと思いますけれども、これまでも町の

発注工事は、町内業者でできる工事は町内業者を基本に事業を進めてまいりましたし、今後
も同様かと考えております。また、この事業についても、今年度の解体工事については町内
業者を指名させていただいておりますし、来年度の予定工事についても、今ありましたプロ
ポーザルの技術提案がございますが、今後、十分検討しまして、造成工事など可能な限り町
内業者に携わっていただけるよう取り組んでまいりたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） ぜひお願いしたいと思います。特殊な部分がどうしてもあるもので
すから、私もよほど特殊なのではないかとずっと思っていたのですけれども、それは事実で
はないと、技術的には道路をつくることと同じだということでありましたので、よろしくお
願いいたします。

最後に1点だけ質問させていただきたいと思います。

取り壊される旧月浦小中学校は、地域の文化も育んできたという歴史もあるかと思うので
す。何かその形となるものを残していただきたいと思うのです。全部解体した後、ただの更
地というのではなく、何かその歴史を残していただきたいと思うのですが、もし地元からの
要望などがありましたら、それに合わせて何かつくっていただきたいと思いますが、いかが
でしょうか。

○議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） 多目的人工芝運動公園の整備に当たり、地域住民の方々に整
備内容を説明いたしました。そのときにいろいろとお話をした中で、校庭内にあります二宮
尊徳像でございますが、この像は、昭和21年8月に町内の有志の方々から寄贈されたもので
ございまして、この部分について保存していただきたいというご要望を受けておりますので、
移設をしていくこととしております。

また、道道側にグラウンドの入り口がありますけれども、こちらには月浦小中学校と書か
れているプレートもあります。このプレートも保存して近くに設置して、やはりこちらに小
中学校があったということがわかるような整備をしていきたいと思っております。

○議長（佐々木良一君） 七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） 以上で終わります。

○議長（佐々木良一君） これで、10番、七戸議員の質問を終わります。

ただいまから昼食休憩に入ります。

午後1時に再開いたします。

（午後 0時06分）

○議長（佐々木良一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（佐々木良一君） 午後から、洞爺湖町選挙管理委員会塚本委員長に出席をいただいて

おります。

次に、6番、立野議員の質問を許します。

○議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

○6番（立野広志君） 6番、立野です。

これから一般質問を始めたいと思います。

まず最初に、きょうは投票区及び投票所の見直しということで質問をさせていただきます関係から、塚本選挙管理委員長においでいただきました。本当にありがとうございます。

日ごろより、公正で明るい選挙実務に向け努力されていることに感謝申し上げたいと思います。

さて、私は、今議会において、投票区及び投票所の見直しについて質問させていただきますが、最近の傾向として、まず、高齢化が進むもとで自家用車の運転をやめざるを得なくなる方がふえていること。そして、歩いて買い物や投票所まで行くことが容易でなく、つらくなってきたという方も多くなっていること。3点目には、高齢者のみの世帯が多く、家族内で送迎が期待できなくなっていること。こうした状況がふえておりますので、これまでなら自力で投票所に行くことのできた方までもそれが難しくなりつつあります。それだけに、こうした高齢者や障がい者の方々のいわば投票難民をつくらないためにも、改めて投票区と投票所の設置について再検討が必要ではないかということから質問をさせていただきたいと思います。

実は、事前に許可をいただきまして、皆さんのところに町内投票区及び投票所の参考資料ということでお配りしていただきました。私は、この中身に沿ってお話をしたいと思いますので、それぞれ適時ごらんいただきながら考えていただきたいと思います。

それでは最初に、各種選挙に伴う投票区及び投票所の設置は何を基準に行っているのかということについて、簡単に説明をいただきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 毛利選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（毛利敏夫君） 投票区の設置根拠につきましては、公職選挙法第17条、これは投票区に関する条文でございますけれども、その第1項で、投票区は市町村の区域によるものとされておりまして、同条第2項の規定によりまして、市町村の選挙管理委員会は、必要と認めるときは市町村の区域を分けて数投票区を設けることができるとされております。

また、投票所につきましては、同じく公職選挙法第39条、これは投票所の関係の規定でございますけれども、投票所には市役所、町村役場または市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設けるものとされております。

また、昭和44年に自治省選挙部長からの通知が来ておりまして、この内容につきましては、選挙における選挙人の利便を図り、あわせて投票管理事務の合理化を促進するため、投票区の地形及び交通の利便と地域の特性を十分考慮の上、積極的に処置をするようにということで、次の3点のことを指導されております。

一つ目につきましては、遠距離地区、これは投票所からおおむね3キロメートル以上ある地区でございますけれども、この地区の投票区にありましては、当該投票区の分割、再編成との処置により、遠距離地区の解消に努めること。二つ目といたしましては、過大投票区、これは選挙人の数がおおむね3,000人を超えるものにあつては、3,000人を限度として投票区の分割を行い、投票区の規模の適正化を図ること。三つ目でございますけれども、前2項に該当しないものであつて、選挙人の住所から2キロメートル以上であつて、かつ、1投票区選挙人の数が2,000人を超える投票区等については、再検討を行い、投票区の増設に努めることというふうに通知が行われておりまして、これが現行の投票区の基準となっているものでございます。

○議長（佐々木良一君） 立野議員。

○6番（立野広志君） 今の答弁を整理しますと、一つは、投票区、投票所の設置も市町村の選挙管理委員会の権限で設けることができるというのがまず第1かと思います。ただ、その際、総務大臣の定める基準に従って行うことというのが二つ目です。三つ目は、投票区の基準として、一つは遠距離地区あるいは選挙人の数が3,000人を超える過大投票区の解消、また、2キロメートル以上で2,000人を超えるものの解消などの場合には再編成などの検討を行うことができるとなっているということです。

現在、洞爺湖町の場合は、これらの定めた基準に合致しているということで、投票区と投票所が設置されているというふうに受けとめているわけですが、私も調べてみて、これを読んだだけでは、本当に都市部中心の話だなと感じるところが多いのです。例えば、遠距離地区で投票所まで3キロメートル以上ということで、これは都市部とは限りませんけれども、その後の過大投票区選挙人の数が3,000人を超えとか、2キロメートル以上で2,000人を超える選挙区があるとか、これは、このような田舎についてはなかなか当てはまらないです。そうすると、投票所をそれに合わせてつくるとするのはなかなか難しい面があるのかなと思います。

いずれにしても、町内の投票区と投票所ごとの状況について、今、どうなっているかということで、私が整理した資料を説明させていただきたいと思います。

今、皆さんにお配りしてある表なのですが、実は、来年度からは選挙権は18歳以上からになりますが、この表に書かれているのは、現在20歳以上の方が選挙人であるということについて、それを前提としてまとめてあります。

例えば、第3投票区です。第3投票区といいますと、虻田コミュニティセンターが投票所になっているところですが、ここは、選挙人が2,000人を超えて2,171人となっています。この投票区の中で、投票所まで最も遠い地区はどこかということ、泉の南地区、すなわち、元インターチェンジ下の地域なのです。この地域で投票所まで1,940メートルですから、健常者が普通に歩いても25分ほどかかる地域です。

この距離はどうやって出したかということをお参考までに言いますと、グーグルの座標を使いまして、地点と地点を結ぶと距離が出ます。なるべく道路に沿った形で最短距離を結んで

いった距離数です。距離を出すのに結構苦労したのですが、そういうことでまとめたものですので、そんなに大きな違いはないと思います。

それから、投票所までの距離が最も長いのは第8投票区です。第8投票区は下のほうにあります。農業研修センターが投票所になっているところですが、富丘地区、ここが11.422キロメートルということで、かなり遠いですね。

それから、次に遠いところは、第6投票区の岩屋地区で、5,847メートルです。さらに、次に遠いのが第5投票区の月浦で、これも5,518メートルです。次に、第6投票区の川東地区の3,480メートルということで、投票所までの距離が実際にどのくらいあるかということで、概算になると思いますが、こういう形で計測してみました。

さらに、投票所までの距離が2キロメートル以上あるところは、そのほかに第1投票区の三豊地区、第5投票区の泉北地区、第5投票区のだぞみ団地地区、第6投票区の旭浦地区や財田地区、第8投票区の大原地区です。これらは、いずれも投票所までの距離が2キロメートル以上あります。

私が言いたいのは、平たんな道を健常者が2キロメートル歩くのに大体20分程度かかると言われているのですが、高齢者にとっては、その何倍もの時間と体力を要するのは明らかだということです。

先ほど紹介いただいた昭和44年の自治省選挙部長の通知によれば、投票所までの距離が2キロメートル以上の場合、あわせて選挙人が2,000人以上でなければ再検討は行えないような内容になっています。そういう点で言うと、幾ら距離があってもその投票区に2,000名以上いなければこれは再検討できないのかなと思ったのですが、さきに述べた泉の南地区は投票区としては2,000人を超えるわけですが、距離がわずかに2キロメートルに足りないという状況になっています。ならば、再検討は全く無理なのかといえば、そうでもないのです。ちょっと調べてみました。

国の基準では、選挙関係実例判例集、投票区の増設についてということで、先ほどの説明の中にありましたが、投票における選挙人の利便を図り、あわせて投票管理事務の合理化を促進するため、投票区の地形及び交通の利便など、地域の特性を考慮する、こういう文言が入っているのです。そういうことから、幾つかの自治体では、投票区及び投票所の独自の設置基準を設けて運用しているところがあります。

先ほどの選挙部長の通知の中にも、結局、国が定めた基準というのは、無制限に投票所を増設した場合には、経理上、支障を来すために基準を設けているということで、それでは無制限でなければいいのか。つまり、自治体独自でちゃんとした基準を設けて、それによって投票所を設置するということをすれば、これは無制限に当たらないというふうな解釈なのだと思うのです。

ある自治体の例を見ますと、投票所から選挙人の住所までの道筋を徒歩圏内——徒歩圏内とはどういう定義かということ、直線距離で800メートル、実測では1キロメートル以内を目標として、これを投票区、投票所の設置基準としているというまちもあるのです。ですから、

こういうふうになれば可能なのかなと思います。一般的に1キロメートル歩くのに15分程度かかると言われています。ですから、2キロメートルで20分ぐらいというのはどういう発想なのかよくわからないのですが、毎時4キロメートルの速度だそうです。そういうことを基準にして設置しているのです。

そこでお伺いしたいのですが、高齢者への対応や交通機関が不十分な現状で、有権者が政治に参加する権利あるいは投票権を保障するために投票しやすい環境を整備することは、選挙管理委員会としてもやっていかなければならないし、それに従って町の行政としても取り組んでいかなければならないという責任があると思うのですが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 毛利書記長。

○選挙管理委員会書記長（毛利敏夫君） 選挙権につきましては、基本的な権利でございます。その中で、選挙は、最も重要な政治参加の機会であるとともに、民主主義の根幹をなすものと言われております。環境の整備につきましては必要であるというふうに認識しております。

これまでの対応といたしまして、期日前投票所、これは本庁舎に1カ所と洞爺地区に1カ所増設しております。それから、選挙に関する関心を高めるとともに、選挙を身近に感じてもらうように、投票立会人と期日前投票立会人の公募による選任を行っているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 立野議員。

○6番（立野広志君） 今、答弁をいただいたとおり、有権者の政治に参加する権利や投票権を保障するというのは最も基本的なことだと思うのです。今、答弁いただいた投票所のバリアフリー化などの環境改善は当然のことだと思うのです。今、私が問題にしているのは、投票所までどのようにしてたどり着くかという問題なのです。

例えば、期日前投票所の増設ということで、洞爺地区に設けて、本庁舎と洞爺総合支所の2カ所になっているわけです。これは、当然、歓迎すべきことだと思います。ただ、これだけで十分だとは言えない。期日前投票所が1カ所から2カ所となったからといって、移動の困難な選挙人にとってはさほど変わりがないという気がするのです。

前段で述べましたけれども、投票所までの距離とそこに至るまでの足の確保は、例えば、歩くだけではなくて、交通機関、何らかの交通の便を確保するということも含めて改善していくかどうか問われているのだと私は思うのです。

投票区によっては、投票所までの距離が長く、交通の便も悪いということなどから投票に行きづらいという声も実際に聞いています。これまで、そういう点での改善あるいは検討が行われてきたかどうか、この点について伺っておきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 毛利書記長。

○選挙管理委員会書記長（毛利敏夫君） 投票所の見直しについてでございますが、平成18年3月の合併時におきましては、旧町村の投票所をそのまま引き継ぎまして、12カ所の投票所

でございました。

平成19年の参議院通常選挙から、まず、選挙人の人数が100人程度の投票所と3,000人近い投票所がございまして、その投票所の解消と、居住の実態により、より近い投票所への変更など、投票所の再編を行っておりまして、全体的な見直しを行いまして、その当時は8カ所の投票所に変更を行っております。その後、平成22年の町議会議員選挙におきまして、再度、選挙区が設けられたため、成香地区と花和地区を分設し、現在の9カ所の投票所という状況になっております。

○議長（佐々木良一君） 立野議員。

○6番（立野広志君） 先ほど、前段でも言いましたが、国が基本的なところで定めた基準でいえば、うちの町の場合はこれ以上の再検討をする余地がないわけですが、距離的に言って、先ほど、私が表の中でも説明しましたように、実際に投票所までの距離が非常に遠い。例えば、温泉なども月浦も含めて1カ所の投票所なのですね。それでは、どれだけ交通の便がいいのかというと、車のない方はバスなどで、あるいは知り合いの方に乗せてもらうとか、こういうことをしなければなかなか投票所まで行けません。高齢者が月浦から温泉のほうまで歩いていくというのは、行ける人もいるかもしれませんが、なかなか大変な状況だと思うのです。そういうことも考えますと、これは、やはり基準の距離を超えていなくても、何らかの足の確保なり、投票所をふやすか、足を確保して投票所に行きやすくするくらいしかないのかもしれませんが、そのことを町として考えていかなければならないですし、選管としてもぜひ考えていただきたいと思います。

選挙管理委員長にもおいでいただいておりますけれども、この投票にかかわる環境整備の一環として、地域の実情も踏まえた上で、この身近さやバリアフリーをキーワードに、投票区、投票所の見直し、そのために住民の方々の意向も伺いながら、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。ちょうど、今、地方選挙が終わって、来年は参議院選挙がありますが、それまでの間に決まった選挙はありません。解散すれば別ですが、そういう状況であるだけに、この時期にそれをぜひ検討していただけるようにしたいと思うのですが、そういう考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 毛利書記長。

○選挙管理委員会書記長（毛利敏夫君） ご質問の遠距離地区投票区の見直しの関係でございますけれども、自宅から投票所まで3キロメートル以上離れている投票区につきましては数カ所あるということでございます。これにつきましては、有権者数と選挙の執行経費などの関係もございますので、全てがカバーできるものではございませんけれども、検討を行っていく必要があるものと考えているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 立野議員。

○6番（立野広志君） これは、実際に検討していただきたいと思います。私がこうするべきだと言う話でもないと思うのです。やはり、一番は、有権者あるいは地域の住民の方々の意向に沿った形で対応いただきたいと思います。その点について、ぜひ選挙管理委員長のほ

うからもお答えいただければと思います。

○議長（佐々木良一君） 塚本選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（塚本政寛君） お答えします。

投票区の見直しにつきましては、選挙人の数や町議会議員の選挙区の廃止など状況も変化してきており、投票所までの距離など、また、住民の意向なども把握しながら、より投票しやすい環境づくりを進めるため、委員会の中で検討してまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 立野議員。

○6番（立野広志君） ありがとうございます。

今、答弁いただいた中に、足の確保も含めて検討いただけるような話でございますが、選挙権は基本的な権利で、選挙は最も重要な政治参加の機会であるとともに、民主主義の根幹をなすものと先ほどの答弁にもありました。この権利を守り保障することは、行政、そして、選挙管理委員会としての第一義的責任があると思うのです。ですから、多少の経費負担を理由に、この権利を制限するようなことがあってはならないというふうに思います。

町民と有権者の政治参加を容易にするためにも、有権者が投票に行きやすい環境を整えることが求められておりますし、例えばバスなどの運行も含め、より投票しやすい環境づくりを図るために、ぜひ検討していただきたいと思います。

そのためにも、選挙管理委員会として住民の意向調査を実施した上で、投票にかかわる環境整備の一環として身近さやバリアフリーをキーワードに投票区、投票所の見直しを行うことについて、この時期から検討を始めていただくことを改めてお願いして、この件での質問を終わりたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時23分）

○議長（佐々木良一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時24分）

○議長（佐々木良一君） 立野議員。

○6番（立野広志君） それでは、2点目の質問に移ります。

2点目は、後期高齢者医療についてです。

初めに、後期高齢者医療にめぐる状況について簡単にお話ししておきたいと思うのですが、今年度の洞爺湖町の後期高齢者の人口は1,793名と伺っています。これまで、国の政治がさまざまに変わる中で、特に社会保障に関する施策がどんどん後退しているというふうに私は感じます。安倍自公政権のもとで社会保障解体が露骨に進む中で、後期高齢者医療も、特例軽減措置の廃止を初めとして、医療介護総合確保推進法というものができまして、このもと

で医療の抑制あるいは被保険者負担の増大など、今、重大な状況にさらされていると思います。医療や介護、年金などの社会保障解体攻撃というものが、この高齢者医療をも容赦なく襲っている、こんな状況だと思います。

実は、私は、ことしの6月5日付で北海道後期高齢者医療広域連合議会の議員に就任させていただきました。これから4年間、その重責を務めることとなりますけれども、後期高齢者医療を運営する広域連合と構成市町村との関係でいいますと、広域連合が被保険者の認定、保険料率の改定、医療の給付、健診事業などを行うのに対して、市町村の場合は、保険料の徴収や納付の相談、そして窓口業務、例えば保険証の引き渡しや保険証の交付申請等、各種申請の受け付けとか、転入者の加入や資格喪失等の受け付けなどを行うこととされています。さらに、広域連合の委託を受けて健診事業も実施するということで、直接、被保険者である高齢者の命と健康を守る多くの役割をこの市町村が担っているという状況です。

そういう中で、後期高齢者医療の財源というのは、今、一部負担金を除いて国が約5割、若い世代が4割、加入者が1割という状況です。保険料は2年ごとに改定されます。被保険者一人一人に付加される均等割が毎回2年ごとに増額して、全体としても保険料が引き上げられています。特に、低額所得者に一層の負担を強いるような内容になっているのです。

その上で、厚労省が社会保障審議会保健医療部会で示した特例軽減措置の段階的廃止、平成28年度の来年度から始まりますが、保険料の引き上げ、年金削減、消費税増税、生活必需品の値上げなどに悲鳴を上げている多くの被保険者の暮らしにさらに深刻な影響を及ぼすというふうになっています。

これがもし実施されましたら、例えば、単身で年金80万円以下の場合、これまで保険料が370円だったのが1,120円、夫婦で年金の合計が160万円の場合は740円が今度は2,240円と3倍以上に引き上げられる、このような状況にもなっていきます。

そんなこともありまして、まず、後期高齢者医療の当町の状況について説明をいただきたいと思います。まず、後期高齢者医療の被保険者の収入状況、人数や構成比率ともう一つは、保険料を滞納している方々の状況です。平成23年から26年ぐらいの4年ぐらいの間の滞納状況、そして、保険料の滞納者に対する対応としてはどういうことがされているのか。全道的には、差し押さえをしたり、資格証を発行したりというのはあるのですが、そのほかに短期保険証の発行、納付相談等の実施状況など、まず、この3点について簡単に説明をいただきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 澤登総務部次長。

○総務部次長（澤登勝義君） それでは、私から3点について説明させていただきます。

まず、後期高齢者医療の被保険者の収入区分ごとの人数と構成比率についてでございます。

平成27年度洞爺湖町における後期高齢者医療の被保険者の人数は1,982名、収入区分の構成割合といたしまして、まず、給与所得が12.20%として240人が該当します。次に、年金所得として63.38%で1,249名、その他といたしまして、これは、農漁業者関係、商業者などで24.42%で481名が該当となってございます。ただ、このところで合計が1,970名になって

ございまして、12名の差がございます。この方々につきましては、未申告者という状況でございます。

次に、二つ目といたしまして、保険料滞納者の推移でございます。

平成23年度から26年度の期間における保険料の滞納者の推移を現年度分として、平成23年度は、収入未済額が53万5,700円、人数として22名、平成24年度は、収入未済額が33万7,000円、人数として14名、平成25年度は、収入未済額が34万9,400円、人数としては12名、平成26年度は、収入未済額が30万円、人数としては10名となっております。減少傾向にあるという状況です。

次に、滞納繰り越し分でございます。

平成23年度の収入未済額での不納欠損額は4,300円、これが1名です。次に、平成24年度の滞納処分でございますが、不納欠損額は8万6,400円、4名分でございます。平成25年度につきましては、不納欠損額はゼロです。平成26年度不納欠損額は700円で1名ということでございます。

平成24年度の不納欠損額8万6,400円につきましては、死亡、それから生活保護等の理由により処理をした内容となってございます。また、他の不納欠損額についても同様という処理内容でございます。

3番目の保険料の滞納者に対する対応の状況でございます。

保険料滞納者の滞納状況につきましては、短期証の対象者として、平成23年度は4名、平成24年度は3名、平成25年度は10名、平成26年度は4名となっております。また、差し押さえ及び資格証の発行の実績はございません。また、納付相談窓口、それから電話及び訪問により、随時、解消に向けた相談の取り組みを実施している状況でございます。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 立野議員。

○6番（立野広志君） 今、こういう状況を伺ったのも、後期高齢者医療制度、医療保険というのは、町が保険料を徴収する対象は、本当にごく限られた年間の年金収入が18万円以下の人たちなのです。年間18万円にも満たないような方々の保険料を徴収するわけですから、もともと低額所得者の方々は、払うにも払えないという状況が当然生まれてくると思うのです。75歳を過ぎれば、とにかくどなたでも後期高齢者医療だということで、国保と同じように強制的にこれに加入させられるわけですね。ですから、払える能力があるかどうかは別にして、この医療保険制度に入ると。昔の高齢者の保険と違うというのは、そういうところがあるのかなと思います。

そういう中であって、所得の少ない人に対する特例軽減措置も今度は段階的に廃止するというふうに出されてきています。特例軽減措置というのは、ご存じのとおりだと思いますが、75歳以上の方の保険料は、所得に応じて保険料の均等割を7割、5割、2割というふうに軽減しているわけですが、平成20年4月に制度改正が行われて、政府与党の決定に基づいて次のように変わりました。

一つは、均等割の7割軽減を受ける世帯のうち、その他の収入がなくて、被保険者全員の年金収入80万円以下の場合に均等割の9割軽減を行うと。そして、その他の7割軽減に該当する人については、均等割の8.5割軽減を行うと。また、年金収入211万円までの方については、所得割を5割軽減するということです。そのほかに、被用者保険のもと、被扶養者の均等割を9割軽減、あるいは所得割を10割軽減するということです。この軽減は世帯単位で行われるようです。それらを特例軽減措置ということでやってきたわけですが、これをなくしてしまうというふうになってきているのです。それを来年度から段階的に廃止するということです。本格的には平成29年からになるのですが、そのことでお答えいただきたいと思います。

現在、特例軽減措置の対象というのはどのぐらいいるのかということです。それから、特例を受けている被保険者が、今度は特例軽減措置がなくなった場合、どのぐらいの負担がふえるのかということについて説明いただきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 澤登総務部次長。

○総務部次長（澤登勝義君） それでは、洞爺湖町における平成27年度当初の内容でお答えさせていただきます。

対象者の状況につきましては、均等割の9割軽減対象者が498名で、全体の25%となっています。また、均等割の8.5割軽減につきましては、対象者が470名で、全体の24%となっています。また、所得割軽減の5割軽減とされる対象者は216名で、全体の11%という状況となっております。

次に、特例軽減の影響額でございますが、これにつきましては、個人ベースで回答をさせていただきます。

まず、特例軽減で均等割の9割軽減の方の金額は5,100円になりますが、これがなくなることによって、本来の7割軽減のほうに移行するということで1万5,400円になりますので、この差額が1万300円となります。

次に、均等割の8.5割軽減の方は7,700円になりますが、なくなることによって同額の1万5,400円になりますので、その差額7,700円の影響が出てくるということでございます。

次に、所得割軽減につきましては、一律に言えませんが、平成27年度当初の賦課時の試算による洞爺湖町全体としての数字を申し上げたいと思います。影響額としては1,434万円ほどの負担増となる状況になるのかなという試算をしております。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 立野議員。

○6番（立野広志君） 先ほど、後期高齢者医療の被保険者は1,982名と一番最初に言っていたしましたが、その中で、所得が少ない、収入が少ないということで、特例軽減措置を受けている方は、全体の6割以上です。9割軽減が498人ですから、これは4分の1の25%です。8.5割は同じような人数の470人で24%です。この二つだけを合わせても50%です。後期高齢者医療保険に加入している方の少なくとも半分は、9割や8.5割軽減を受けるような収

入しかないので。さらに、所得割の軽減をしている方が216名で11%です。つまり、合わせると1,184名ですから、1,982名のうちの1,184名が所得割軽減も含めて特例軽減を受けているのです。全体の6割以上になります。

実は、所得の少ない方々がそれくらい多くいるわけですね。そういう中であって、この軽減措置をなくしたらどうなるかといったら、今言われたように、9割軽減していた方は、今までよりもさらに1万300円多く払わなければだめで、8.5割の方は、さらに7,700円多く払わなければだめだというふうになるわけです。

それでなくても、本当に負担がふえて大変な状況なわけです。ですから、これは絶対に認めるわけにはいきません。そういうことで、それぞれの構成市町村の自治体からも国に対して物を言うということが大事なのかと思うのです。特例軽減措置の廃止によって高齢者の医療も本当に脅かされるのです。それでなくても、後期高齢者医療などというのは、もともとつくるときから大きな批判があったわけです。それでも押し切ってつくっていったわけでしょう。さらに、もう高齢者には医療が必要ないとも言わんばかりの仕打ちをしてくるわけです。こんなことは絶対に認められません。

ですから、医療費削減方針に対して、高齢者の命と暮らし、健康を守る立場から撤回を申し入れる、町としてもそういう働きかけをするということです。広域連合でやっているのは知っていますよ。しかし、町村単位でこれをやる必要があると思っているわけですが、その点はいかがお答えいただけるでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 前の議員にも答弁させていただいたかと思いますが、私どもの町の1人当たりの平均収入は全道でも非常に低い位置にあります。これはすなわち、全国平均から比べると、かなり下のほうに位置しております。

そんなことから、特に私どもは高齢化率が38.4%にも達しているということで、非常に厳しい状況にあると理解しております。そんなことから、町村会の会議等でも後期高齢者医療制度については何とか堅持してほしいということを述べさせていただいておりますが、11月にまた全国町村長大会が東京である予定になっております。そのときにも声を上げさせていただくことにしておりますけれども、今、全国町村会では、後期高齢者医療制度が万が一改正になる前に、市町村レベルで、市町村レベルというのは、全国町村会になると理解しておりますけれども、そちらと十分協議させてほしいということを要望しております。これは、この制度を長く堅持していってもらいたいと思っておりますし、これからもそういうスタンスで臨んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐々木良一君） 立野議員。

○6番（立野広志君） それでは、（2）に移ります。

第2次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画というものが出されているのですね。私も熟知していなかったのですが、こういうパンフレットといいますか、これはダウンロードしたのですが、こういうものが出ています。この中身を見たら、国が書いているこ

とと同じようなことが書いてあります。

要は、高齢者は病院にかかり過ぎるので、なるべく病院にかからないようにということや、無駄な治療を減らす必要があるということを具体的に実践するために、重複や頻回などについて調査をして、その対策をなさйтеとこういうようなことがこの広域計画の中に書かれているのです。

広域連合は、そういう計画をもって、構成市町村にその計画に基づく実施をお勧めしているそうですが、これは当町において実施したことがあるかどうか、特に重複、頻回等の実態調査などを行ったことがあるかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 山本健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（山本 隆君） まず、北海道後期高齢者医療広域連合で実施しております重複・頻回受診者対策事業に係るご質問かと思います。

現在のところ、町におきましては、広域連合の重複・頻回受診者対策事業につきましては実施をしていない状況になってございます。

○議長（佐々木良一君） 立野議員。

○6番（立野広志君） 事前に資料で調べましたら、実施しているのは、平成25年度も26年度も九つの市町村しかないのだそうです。これは、それぞれの町から手を挙げて、うちでやりますというふうにやるそうです。広域連合が強制的にやることではないようですが、手を挙げたところが九つの市町村しかなかったというような話です。

それでは、なぜ当町はこれを実施しなかったのか、その説明をいただけますか。

○議長（佐々木良一君） 山本健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（山本 隆君） まず、洞爺湖町における平成25年、26年度の重複・頻回の対象者でございますけれども、広域連合事務局に確認したところ、2年間については、委託を受けた市町村のみのデータを作成、提供しているとのことで、委託していない市町村データは作成していないとのことでございました。なお、平成27年度からは、市町村が受託を検討する際の資料といたしまして、重複・頻回の市町村対象者が示されておりますので、まず、その通知をご報告させていただきます。

町内の後期高齢者医療被保険者のうち、重複受診者は6件、頻回受診者は1件となっております。現在は、今説明したところでございますけれども、洞爺湖町の重複・頻回対象者は非常に少ない状況にありますことから、まずは、後期高齢者健康診査の受診率向上を優先する課題とさせていただき、高齢者みずから健康状態を確認することによる適切な療養の維持と生活の質の確保や介護予防につながるよう、まずは受診率の向上に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 立野議員。

○6番（立野広志君） わかりました。平成27年度は実際にいるということです。重複、頻回とは何なのか、私も調べたのです。そうしたら、結局は、高齢者の方がいろいろな病院にかかるということで、その際に同じような病名で別な病院にもかかり、同じような薬をもらっ

て治療する、そういうことを重複であったり頻回であったりとするということです。だから、はっきり言えば無駄だということです。レセプトを見て、それを点検した結果、同じような病名で同じような治療を受け、薬ももらっている、そういうところを整理しようという話のようです。

それだけならいいのだけれども、本当にその人にとってその治療が必要のないものなのかどうかということです。実際に病院の医師の状況を聞いたりするところまでいっていないようです。だから、どうしてもレセプトだけで判断するのです。そういうふうになると、一人一人の高齢者の方々が、例えばこの病院ではこの部分を診てもらう、また、ふだん知っているから日常生活のことも相談を受ける、こんなこともあるそうです。ですから、重複しているから絶対にだめだというふうにも言えない部分はかなりあるようです。それを機械的にレセプトだけで判断するというふうにして、とにかく医療費をどんどん削り込んでいく、これがこの計画の狙いなのだそうです。

結局、この事業は、広域連合が市町村にお任せしながら実施しようとしているわけですが、市町村にはその機能と体制が十分整っているわけではありません。先ほど山本課長も言われましたけれども、本当の意味で医療費適正化を実現するとすれば、きめ細やかな健診、受診率を向上させるということしかないと思うのです。そこにこそ力を入れるべきで、こんなレセプトだけを見て、必要だ、必要ではないということで医療費をただ抑制するというやり方で高齢者の健康は守っていけないと私は思います。そのことを改めて指摘させていただきたいと思います。

そこで、3番目に移りますが、健康診査の実施状況と健診率向上のための方策ということについて伺いしたいと思います。

これは、平成24年度の後期高齢者の方々に対する健康診断です。平成24年度の受診率は4.56%です。北海道全体では11.33%で、北海道も全国の平均24.5%から見ると極めて低いのです。さらに、その下に行くのが当町で、受診率が4.56%と低いわけです。

まず最初に、平成25年度と26年度の受診者数あるいは受診率をまず示していただきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 山本健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（山本 隆君） 平成25年度の受診率でございます。

まず、後期高齢者医療費の被保険者につきましては、1,902名でございます。それに対しまして、後期高齢者健診の対象者、これは長期入院や施設入居者を抜いた人数でございますが、後期高齢者健診の受診者が122名となっておりまして、受診率は7.03%になっております。

平成26年度の数値につきましては、まだ確定数値となっていませんが、ほぼ確定と考えていただいて結構だと思います。まず、後期高齢者医療の被保険者数が1,949名、後期高齢者健診対象者が1,793名、後期高齢者健診受診者が141名、受診率が7.86%という状況となっております。

○議長（佐々木良一君） 立野議員。

○6番（立野広志君） 私は、全道の市町村別の健康診査受診率という表をいただいたのですが、これを見ると、例えば25年度の7.3%の受診率は全道的にはどのくらいの位置にあるのかというと、見てびっくりしてしまったのですが、179市町村ある中で115番目です。そして、平成26年度の受診率7.86%も179市町村のうちで115番目です。

同じ胆振管内で壮瞥町は幾らかというと、平成25年度では受診率が40.98%、26年度では40%ということで4割を超えています。これはどちらも全道で5番目です。また隣の豊浦町を見てみましたら、平成26年度は10.98%です。実は、豊浦町は、平成21年度は7.1%しかなかったのですが、それが年々引き上げられていって、26年度が10.98%です。壮瞥町はもとも高いのです。壮瞥町は、平成21年度は31.4%だったのですが、それをさらに引き上げて26年度は40%というふうに、すぐ隣の町の受診率からいっても、当町の後期高齢者の受診率は極めて低いのです。

なぜこんなに低いのかということはどういうふうに分析しているのか、説明をいただきたいと思います。

健康診査というのは、もともとは広域連合が市町村に委託をして行っている事業です。本来は広域連合が行うべき事業ですが、これを市町村に委託して行っているのです。委託を受けた市町村が、では、健診をどう実施するかというのは、市町村の判断で行っているわけです。その点から言うと、なぜこんなに低いのかということころをきちんと分析しているのかどうかです。それから、受診の際の自己負担があるのかどうか、その辺も説明をいただきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 山本健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（山本 隆君） まず、壮瞥町の受診率の関係でございます。

壮瞥町におかれましては、昭和53年から、北海道大学の研究事業という形で健診を実施してございます。その関係から、高齢者になった方々も、健診に対して大変関心、興味を持って途中で健診を受診されているということで、受診率の向上につながっているのではないかとこの情報を壮瞥町からいただいております。

それから、自己負担金の部分でございますが、洞爺湖町におきましては、自己負担金は徴収してございません。全て委託金と町費を上乗せしての健診という形をとってございます。

洞爺湖町の健診受診率が低いことについての分析ですけれども、洞爺湖町の受診率が低い要因として、大きく分けて二つのことが考えられるかと思っております。

まずは、急激な高齢化社会の進展に伴う後期高齢者医療制度の被保険者の増加でございます。平成24年度から平成26年度までの被保険者数は、年間約50名ずつ増加を続けてございます。反面、健診受診者数につきましては、平成25年度には対前年度で45名増など、保険者の増加とほぼ同じような増加の傾向ですけれども、平成26年度は19名の増ということで、健診者については微増傾向にあり、被保険者数の数に対しまして受診者の数が追いつかない状況が続いているのかなと考えているところでございます。

次に、二つ目の要因ですけれども、洞爺湖町の高齢者は医療機関を受診する方が多く、後期高齢者被保険者の約90%以上が何らかの病気をお持ちになって医療機関を受診しており、健康教室等における保健師の聞き取り調査においても健診を受診しないと回答した高齢者の多くが医療機関の受診を理由に挙げておりました。

ほかにもたくさんの理由があると思いますけれども、大きな理由としてはこの2点が考えられるということで分析をしてきたところでございます。

○議長（佐々木良一君） 立野議員。

○6番（立野広志君） 後で言おうと思ったのですが、壮瞥町がなぜ高いかという、後期高齢者の健康診査受診率向上に関する実践事例集というものが平成23年の3月に出ています。これを見ると、健診率が高い市町村でそれぞれどのようなことがやられているのかということを変に詳しく出ています。町民に向けたチラシはどういうものかという見本が添付されていたり、調査票が添付されていたり、とにかく、これを見れば健診率向上のためにどんなことが必要なのか、どういうチラシをつくったらいいのか、どういう文章を書いたらいいのかということがよくわかる中身です。これは、平成23年3月に出された実践事例集です。

この中に壮瞥町のことが出ています。壮瞥町の特徴的な取り組みをまとめられているのですが、約30年間、同じ時期に健診を実施しており、30歳以上の町民であれば誰でも健診を受診できる夏の健診が住民に定着しているというのが1点目です。それから、追加項目が多く、住民にとって魅力ある健診になっているということです。三つ目は、先ほどお答えにあったとおり、札幌医科大学がオプション健診として心エコー、脈の計測、エコー検査を付加したことで、子宮治療必要者、この人はすぐに治療しなければだめだという患者がすぐに見つかるわけです。住民にとっては、ふだん受けられない検査を無料で実施してもらえるとの点で大変人気があるということで、こういう検査項目も含めていろいろ工夫されています。

それから、周知の仕方をどうしているかということです。これは、後で言おうと思いましたが、平成25年6月に後期高齢者健康診査の手引きというものが後期高齢者医療広域連合で出されております。これを見ると、今までいろいろ出した文書をきちんとまとめたものになっています。その上で、健診率の低いまちの特徴と健診率の高い町の特徴ということをはっきり示しております。今、課長が言われました健診率が低い理由は何かということ、急激な高齢化と、地域に病院等がなくて治療を受けている人が多く、健診の必要性を感じていないというような意味合いだったと思うのですが、実は、健診率の低い理由の中にそういった理由を述べて、後期高齢者医療の健診が進んでいないということをきちんと明記しています。もうだめだよ、そういうことではないのだ、これは治療を受けている人であったとしても、健診を受けることによって新たな病原が発見されたり、日常生活、生活習慣も含めて健診後の指導も行われるという意味で、病院にかかっているかいないかで健診を控えたり健診を受けるということではなくて、むしろ、こういう病院にかかっている人でもみずからの健康管理のために健診を希望している。何らかの疾病や障がいがあり、医療機関において通院・治療中であっても滞りがちな高齢者もいる。こういうことも含めて、そういった意味

の高齢者も発見することができるとか、いろいろな意味があるわけです。だから、実施する側が、こういう人たちがいるからしょうがないのだというふうに諦めてしまったら、健診率は上がらないです。そこが問題だと思うのです。後期高齢者医療の健診がどういう意味で大切なのかという位置づけをしっかりとって、その向上のために取り組んでいくことが大事なのではないか、それをぜひ言いたいと思います。

その上で、広域連合などでは、健康づくり事業などで、町が実施する健康講話や健康相談に対する保健師の派遣、情報提供などの支援も行っていますし、人間ドックを行うのであれば、それに対する助成も行うというふうになっているようですが、こういう保健にかかわる事務を町側から広域連合に依頼したことがあるのかどうか、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 山本健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（山本 隆君） 広域連合が実施しております長寿・健康増進事業特別対策補助金についてのご質問かと思えます。

現在のところ、洞爺湖町におきましては、事業の実施は要望してございません。

当町で取り組みを進めている事業といたしましては、まず、後期高齢者検査の委託事業を実施してございます。それから、すこやか推進事業費補助金という形で、この事業は市町村が行う健康増進法の規定によるがん検診と予防接種法の規定によるインフルエンザ予防接種を実施する市町村への補助金でございます。

補助金額については、利用費から自己負担額並びに地方交付税産民学等に係る広域連合が定める一定の率を乗じて得た額を控除して得た額となりますが、被保険者により補助基準の上限額が定められておりまして、洞爺湖町は40万円が交付上限額となっております。洞爺湖町においては、今のところ健康診査事業とこの二つの事業を実施しているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 立野議員。

○6番（立野広志君） 先ほどもちょっとお話ししましたがけれども、せっかく、道の広域連合でも、この事業を実施したいということであれば一定の助成もするという枠もあって、例えば、人間ドックなどを実施する場合には費用の助成も行っているわけです。当町では脳ドックなども随分人気があって、希望してもなかなか受けられないという声があるぐらいですが、例えば、そういった事業も含めて、高齢者の方々、特に後期高齢者の方々については、町が助成を受けてこういう形で実施するということも含めて、積極的に受けてやるべきなのかなというふうに思うのです。

いずれにしても、最後にお聞きしたいのですが、今、私がお見せした平成26年の後期高齢者健康診査の手引には、例えば、住民周知の方法をどうしたらいいかということから始まって、健診に至るまでの経過の一つ一つの段取りを詳しく書かれています。例えば、通知する文書の中身や封筒まで、これをプリントして参考になるようにということをやっているのです。こういったことをやっているのだけれども、先ほどのような考え方でいくと、どうせう

ちは伸びないのだというふうになっているのではないかと思います。

壮瞥町ではないのですけれども、目標はまず10%を超えることです。今、後期高齢者医療広域連合では、10%以下の受診率の市町村を低受診率市町村として特別に対策の必要な市町村だというふうに位置づけているのです。10%以上を受診率の高い市町村というふうに見ています。当町は7%台です。もうちょっと頑張らないと10%にはできません。いわば、全道レベルからいけば問題を抱えている市町村なのです。その問題を抱えている市町村が、その問題を克服して受診率を引き上げるためにどうしたらいいのか。そういう意味で、ぜひこういうものをきちんと参考にして受診率向上に努めていただきたいと思います。

担当だけで大変なら、ほかの課の協力も得て、ぜひ町長に人を回してくれと言うぐらいの思いを持って、高齢者の健康を守るということに力を入れていただきたいと思います。そのことについて、最後に町長に答弁をいただきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 私どもの町の後期高齢者の健診受診率が7.86%と、今聞いても非常に低い数値で、さらには、隣町においていい事例や見本があるということでございますので、そのところはしっかり勉強しながら受診率向上に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐々木良一君） 立野議員。

○6番（立野広志君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

次は、3点目として、構想段階から多額な赤字が想定されるサッカー場建設について質問をさせていただきたいと思います。

まず、私があれこれと説明するとまた時間がかかりますので、答弁を先にいただきたいと思います。このサッカー場を建設する目的は何なのかということについてお答えいただきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） 現在、洞爺湖町では、スポーツ観光を推進するため、洞爺湖マラソン、北海道ツーデイマーチ、サイクリング大会、トライアスロン大会、また、モータースポーツ大会など、多くのスポーツ交流イベントを開催しており、このことが宿泊客の増加や観光振興に寄与しているところでございます。

こうした現状を踏まえ、サッカー大会やスポーツ合宿などを積極的に誘致し、洞爺湖温泉街の宿泊客増を図るため、多目的人工芝運動公園を整備するものでございます。

月浦地区には、グリーンスティ洞爺湖、月浦森林自然公園が周辺にあり、今もお客さんが多く訪れているところでありますが、人工芝運動施設が整備されることにより、月浦において新たな人の流れが生まれ、さらに交流人口がふえるところであり、月浦地区の発展に寄与できるものと思っております。

また、月浦地区は、洞爺湖温泉街から4キロメートルのところにございまして、自然芝が整備されている財田キャンプ場運動公園まで10キロメートル、人工芝が整備されている隣の

市のサッカー場までも12キロメートルと移動時間が30分以内のところであり、複数の施設を利用する大会等を行うには適したところとなっており、各種スポーツやレクリエーション活動を初め、洞爺湖町のスポーツ交流拠点としての性格を持ち合わせているところと思っております。

この運動公園を整備し利用することで、大会や合宿を通じ、町外から集客を図り、既存の観光資源と結びつけることで、地域活性化を目指すと同時に町民のスポーツレベルの向上、交流を図る目的で整備を考えております。

○議長（佐々木良一君） 立野議員。

○6番（立野広志君） 今、説明いただきましたけれども、要は、観光振興であったり、地域活性化であったり、町民のスポーツレベルの向上のためにこの人工芝のサッカー場を整備するということなのだと思うのです。

この月浦の地域にサッカー場をつくることによって月浦の地域をどういうものにしていくとしているのでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） 月浦地区でございますが、2011年に月浦を舞台に制作された映画、「しあわせのパン」の上映で、町外から撮影現場を訪れる観光客が多くなっております。町民としても、この映画を見て改めて月浦の田園風景と自然の豊かさを実感したところでもございます。上映がきっかけではないのですが、月浦に移住される方々が年々ふえておりますし、若い方々も住んで、いろいろな分野で活躍されていますし、皆さんに溶け込んで地域で活動されているところでございます。

月浦地区は、面積は小さいですが、主に畑作地帯であり、農地として利用している土地が大部分を占めているところでありますが、毎年、1万2,000人の方々が利用するグリーンステイ洞爺湖、近くには月浦森林自然公園と、散策しながら楽しめる場所が多くあるところでもございます。

今回、サッカー場ができることで、さらに人の流れも変わるところであり、地域全体として今後の月浦地区のあり方を十分検討していかなければならないという中で、月浦の今後のまちづくりをしっかりと捉えていきたいと考えているところであります。そうした中でも、洞爺湖町商工会の地域活性化特別委員会からも提言をいただいておりますし、今後、平成29年度のまちづくり総合計画の策定においても、月浦地区の振興策を取り入れた中で検討し、地域振興として考えていきたいと思っております。

○議長（佐々木良一君） 立野議員。

○6番（立野広志君） そうすると、月浦地域には、今も施設があるわけですが、景観、体験、スポーツという三つの要素がありますし、今は実際に農村地域でもありますね。こういうものを総合的に配置したような地域としてこれから地域振興を図っていきたいということを言っているのでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） 先ほどもお話ししたとおり、自然の豊かさや田園風景という状況を大切にしながら、今後の月浦の振興策を検討していきたいと考えております。

○議長（佐々木良一君） 立野議員。

○6番（立野広志君） こういう構想は、まちづくりの中でも検討され、今言われました商工会の地域活性化特別委員会などからも提案されたということですが、実際に地元の人たちとの合意はできているのでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） 全体の計画の中での話し合いはまだ少ないところでございますが、今回の公園の整備に関する話し合いの中では、今後も人が訪れる環境を望んでいくということで住民の方からもお話をいただいているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 立野議員。

○6番（立野広志君） 実は、私もその話し合いの場は後ろで傍聴させていただきまして、実際に自動販売機が1台なくなっただけで月浦の人たちはジュース1本買うのも大変だと述べておられたようです。外から見ると、自動販売機の1台ぐらいなくなってもと思うけれども、結局、あそこに住んでいる方々にとってみれば、生活上必要な資材を確保するというのは容易なことではないわけです。車があればいいのでしょうけれども、そういう意味で不足するものが地域としても整備されていかなければいけないと思います。

例えば、商店を置くかどうかは別にしても、品物を気軽に買える場を設けるとか、交通の便でいけば、病院や学校などにも行きやすい交通網を整備するとか、さまざまあると思うのです。先ほど言いましたけれども、サッカー場をつくるということは、景観、体験、農村としての特徴を守り、さらにスポーツ観光ということで、地域住民の生活とこれからの地域の振興がきちんと融和するといいますか、結びついていかなければならないのかなと思います。唐突にこれをつくりますよということで、それに合わせた形で、にわかに地域振興計画をつくり直すみたいなことのないようにしていかなければいけないと思うのです。

その点について、今後も引き続き、地域住民の方々と地域のあり方について協議し、内容を深めていくというふうな考えがあるのかどうか、そこを伺っておきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 実は、この話が出る前から、月浦の何人かの方々とお話をさせていただいております。そのときに、月浦の今後のあり方等々についてもお話をさせていただいておりまして、私なりにある程度のご理解はいただいたと思っておりました。そして、この間、月浦のお祭りがありまして、司会の方から、町長から何か一言言ってくださいということで述べさせていただく機会がありまして、その思いをいろいろとお話しさせていただきました。その中で、多くの方から、サッカー場については歓迎する、我々と一緒にこの地域づくりについて考えてくれというお話をいただきました。

これから町政懇談会がありますけれども、今までは温泉地区と月浦地区の合同でということでしたが、今回は特別に月浦地区での町政懇談会を設けさせていただいて、再度、地区の

方々と膝を交えながら、まちづくりについて論議をしていきたいというふうを考えております。

○議長（佐々木良一君） 立野議員。

○6番（立野広志君） まちづくり、地域づくりは、当然、地元の地域住民の合意を前提として進めるということがまず基本ですから、これは、ぜひ今後も引き続き協議を進めていただきたいと思います。また、この計画が単なる思いだけのものではなくて、本当にそれを現実的に進めていくことができるような具体性の持ったもの、見通しのあるものにぜひしていただきたいと思うのです。

その上で、私は、今回のサッカー場のことについて二、三の質問をさせていただきたいと思います。

一つは、町のほうで、この前の臨時会のときも質問させていただいたのですが、サッカー場を建設することによってこれだけの経済効果がありますよというふうに出していただいている数値が私はどうも理解できないのです。そのところを、例えば、施設別の利用実績でどのくらい利用される見込みなのか、そのことによる経済効果がどうなのかというようなことと、実際にかかる運営費がどのくらいの費用になっていくのか、では、それをどうやって捻出していくのかといろいろお聞きしました。繰り返して言う必要もないのですが、その中で明らかになったのは、年間の維持管理にかかる費用は、10年に1回芝を張りかえることも考えれば、大体1,000万円ぐらいかかるということです。そのぐらい用意しないと10年後の芝の張りかえにもならない、このようなお話でしょう。そうすると、初めから入ってくる利用料よりもかかる費用のほうが多いわけですね。こういうことが明らかであるのだけれども、それを建設するということです。

建設費についても、いろいろと伺うと、プロポーザルにするということで、先ほど質問がありましたけれども、それでなぜ1億円も減るのだということは、私もいまだに理解できません。逆に、減る要因とは何かというと、経費分です。共通経費なり、減る中で一番大きいのは労賃だと思うのです。公共事業であっても、労働者の賃金が本来の積算歩掛かりよりも引き下げられて支払われることがあってはならないと私は思うのです。そんなことがあって、ほかの町村などでも公契約条例などをつくって、公共事業の場合について、労働賃金として最低限これだけは保障しなければならないということを決めているのですよ。そんなことも含めて考えていくと、あんなに極端に減るわけがないと私は思うのです。

いずれにしても、その辺の根拠が曖昧なのです。改めて伺いますけれども、ぜひ資料として出してほしいのです。実際に計算して、これだけ経済効果がありますと言っているのであれば、そのことをぜひ資料としても出してほしいと思うのです。ぜひ、経済効果について改めて説明いただき、後ほど資料としても出していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） 建設後の経済効果でございますが、前の議会のときに2,500

万円というお話をさせていただいたところでございます。ただ、その数字等を見直した部分もございますので、後ほど、その経済効果の内訳等に関しましてお伝えしていきたいと思っています。

今、手元にある部分でいきますと、合宿や大会に参加する競技者、または直接的に多目的人工芝の運動公園施設の使用料や宿泊にかかる費用を全体的に洞爺湖町に投下されることとなります。

この部分で、スポーツ誘客においては、来訪者が団体で訪れることが多いということと、こちらに来られる方々が小学生や中学生を対象とした合宿や大会という部分で学生の親が付き添ってくる場合もあり、そういう部分も計算の中に入れております。

建設後の経済効果でございますが、平成26年度のNPOのにぎわいネットワークの資料をもとに1人当たりの平均消費額を乗じて算出した結果、消費合計としては5,859万4,000円となっているところでございます。この数字につきましては、宿泊客が、大会で1,075名、招待試合は800人でございます。また、合宿で210人、宿泊で2,085人が発生している、それから日帰りの部分でありますけれども、大会においては3,480人、招待で2,088人、それから、トレーニング関係で760人、これに親の観戦者が半分いたとして、9,492人の数字を出させていただいております。これを合計しますと約1万2,000人の方々が洞爺湖町を訪れて、このフィールドでプレーされているという部分の中で、この金額を出させていただいております。

さらに、経済産業省の産業関連表による経済波及効果の計算がございまして、大変申しわけないのですが、学者やそういう方に委託して計算を出せばよろしいのでしょうか、経費もかかるものですから、このツールの中で算出させていただいております。5,859万4,000円の消費合計で、それに経済波及効果を入れますと年間1億232万6,000円の経済効果が発生するという結果が出ております。数字に関しましては、また後ほどご報告させていただきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 立野議員。

○6番（立野広志君） 今、初めて聞きました。

宿泊日帰り客の消費合計でいくと5,859万円、経済波及効果計算ツールを用いると1億203万円ぐらいの金額の経済効果があるということです。これをどこまで信用したらいいのかなと思うのですが、いずれにしても資料を出してください。

もう一つは、せっかく高額な費用をかけて建てるわけですが、その多くの恩恵はサッカー場の利用を通じて訪れる家族や選手などの宿泊であったり、飲食であったりということになるわけですね。

町の財政がわずかな中で、特に恩恵を受ける事業所などもあるわけですから、利益は事業所が、運営費の赤字は町が見るという形になってしまうのではないかと思います。町が見るということは、町民の税金ですね。

これからは、そういう利益を受ける事業者なども含めた形で建設費用と一緒に運営していく、そういう人たちの一定の浄財も受けながら運営していく、そういう仕組みづくりがこれ

から必要なのではないかと思います。そういう意味で言うと、私は、もうちょっと検討していく必要があるのではないかと思います。

本体工事はこれから始まりますから、その上では、地元の事業者なり地域との合意形成というものが大事なのです。それを踏まえて、建物を建てる目的、そして、それが地域にどれだけ貢献するものなのか、それが自分たちにとってもどれだけの利益につながってくるものなのか、逆に言うと、そのことを行政がしっかり具体的に示してこそ、相手も納得するわけです。絵に描いた餅ではなくて、本当に具体的で実践的、そういった根拠を明確にして議論をして、地元の事業者も含めた形で一定の負担をしてもらいながら、その人たちに還元していく、こういうような施設づくりが必要なのではないかと思います。

そういう意味では、プロポーザルという方式でつくるだけではなくて、いろいろな方法があったと思うのです。例えば、PFIという方式もあります。説明するとまた長くなりますけれども、これは運営までかかわってできるやり方です。そして、地元の企業もこれに参画することもできますし、従来の補助制度を受けて補助も実施することができるという制度です。そういったことも含めて、地域の事業者なり恩恵を受ける人たちの一定の理解と、浄財も受けながらこの施設をつくり運営していくと。今、このことが大事なのではないかと思うのですが、その点についてはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） 建設に当たり、人工芝運動公園は、NPOなりスポーツ関係者、観光業者の方々からいろいろと要望があった事業でございます。整備に関して、その一部負担費用を要望というお話があったところですが、今回の部分に関しましては、建設費の運営及び運営費については、民間からの財源確保は考えていないところであります。

ただ、今お話がありましたPFIにつきましては、最終的に管理、委託の部分に関しましては、町条例で規則を設けて、今後、指定管理をしていこうという考えの中で、PFIに関しましては、その部分でとり行わなかったという経緯があります。ただ、この施設ができることによって、やはり洞爺湖町を訪れる方が多くなる。また、それで経済的にもプラス効果があることによって地域に雇用が生まれて、また移住、定住につながってくることにもなります。ですので、今後、そうした部分での効果が期待できるという中では、まず、町がこの施設を整備して、いろいろな関係者にしっかりと誘客していただきまして、活動していただき、洞爺湖町にお客さんが来てもらえるような、そのような環境の整備を整えていきたいと思っています。

○議長（佐々木良一君） 立野議員、時間ありませんので、よろしくお願いします。

○6番（立野広志君） 年間、芝のメンテナンスで700万円ぐらい積み立てておかねばいけないし、運営費では300万円ぐらいかかる。そうすると、1年間で1,000万円ぐらいの収益がなければ運営することができないということで、負担は町民が穴埋めをする、果実は観光事業者が受け取るという単純な構図ではだめだと思うのですね。

その辺は、行政としてもしっかりと考えて、今後取り組んでいただきたいと思います。そ

のことを述べて質問を終わりたいと思います。

○議長（佐々木良一君） これで、6番、立野議員の質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開を14時40分からとしたいと思います。

（午後 2時32分）

○議長（佐々木良一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 2時40分）

○議長（佐々木良一君） 次に、2番、越前谷議員の質問を許します。

2番、越前谷議員。

○2番（越前谷邦夫君） 2番、越前谷でございます。ただいまから、通告した内容で、通告順に一般質問をさせていただきます。

毎回申し上げておりますが、一般質問は政策論争の場でございますから、できるだけ大局的に質問させていただきますが、軌道を外れる場合もあるかと思っておりますので、あらかじめご理解とご了承を賜りたいと思います。

議員の皆様方もいろいろと事情等があるようでございますので、できるだけ速やかに進めていただいて、10分でも早く終わるよう努力させていただきたいと思っております。

それでは、まず最初に、安心・安全な地域社会創造に向けた防犯対策について伺います。

とりわけ、今回については、子供を犯罪から守る対策についてお伺いしたいと思うわけがあります。（1）番は、洞爺湖町教育現場でどのような防犯教育が行われているのか、その教員内容とはということで通告させていただきました。

さて、今、国際的にも、国内的にも、極めて凶悪な事件が多発しておるわけでございます。特に憂慮すべき点は、この犯罪に子供が巻き込まれているということでもあります。そのことを十分重要視した中で、地域社会がどういう役割を果たすのか、あるいはまた、どのような大人が役割を果たして子供を犯罪から守ることができるのかということについて、しっかりと議論を深めた中で、洞爺湖町という社会の中において絶対に犯罪を起こさせない、そういう環境づくりをしていかなければならないのではないかと考えております。しかし、今、地域環境の動向は極めて複雑化しておる社会情勢にあるわけでもあります。

私は、そういった中で、文部科学省の教育現場での教育方針というものは、私は共感を覚えることができないのであります。学力は必要でしょう。その点は理解いたしますが、成績等々で学校評価をするという文部科学省のあり方というのは、私は、共感を覚えませんし、ある意味での懸念を持っている一人であるわけでもあります。

そういった中におきまして、三助の精神、いわゆる自助、公助、共助の精神を生かした中で、子供たちを守るという環境づくりをしていかなければなりません。それとあわせて、教育現場では教育現場での防犯教育というものがあるでしょう。家庭内では家庭内での教育と

いうものもあるでしょう。あるいはまた、地域社会の中においては、地域社会としてその子供たちをしっかりと守ることのできるような、そういう救済策等々があらうかと思うわけがあります。

先ほど申し上げましたように、これから羽ばたいていく子供たちは、共存、共愛、友愛の基本理念、いわゆる公平平等で尊厳を重んずる秩序ある社会形成の学習こそが最も重要ではなかろうかと私は思っております。

その点について、理事者はどのようなお考えを持っているか、伺っておきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） 子供たちに対する教育の理念、考え方ということでございますけれども、今、しきりに学力向上ということが言われていますが、決して学力向上だけではなく、地域社会の未来を担う子供たちに、例えば、今、私ども教育委員会が実施しているものということで、生きる力をつけてもらうということに力を注いでおります。

その生きる力とは何かということですが、三つございます。

一つは、確かな学力です。当然でございますが、足し算、引き算ができる、国語ができる、確かな学力をまず身につけてもらう、それが社会で生きていく基本になります。それから、健康、体力ということで、たくましい生き抜くための健康と体力を身につけることです。もう一つは、相手を思いやる人間性豊かなところを育むということです。この三つが相まって生きる力ということで、今、教育現場で力を入れているということで、決して学力だけではないということをまずご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 越前谷議員。

○2番（越前谷邦夫君） 今、天野管理課長の答弁をいただいて、そういう学校ならば、洞爺湖町の教育ならば、日本一、いや世界一だと思うぐらい感動しております。

しかしながら、実際にはそういう教育が行われ、子供たちを育む方針を打ち出して取り組んでいるのだろーと思ひます。しかし、私一人なのかもしれませんが、そういうものが目に映るようなことには余りなっていないのではないかと思ひております。

実は、きのう、この会場の中でごらんになった方はいるでしょうか。「にっぽん紀行」ということで、鹿児島県桜島において100キロメートルの道のりを子供たちが挑むというものでした。これは、今、管理課長もお話しになったように、ある意味での友情愛を強化しよう、忍耐力などを高めようということ、小学1年生から4年生の子供たちが、親もとを離れて、5日間で100キロメートル歩くのです。相当の忍耐力がなければ100キロメートルをクリアすることができません。

見ていて感動されたのは、2年、3年続けてリタイアした子供が、ことしこそは絶対にゴールするぞと。リタイアしたその経験から、苦勞している子供を励ますその友情愛というものに、私はテレビを見て本当に感動させられました。こういった教育こそ、本当になければならないのではないかと思ひております。

昔は、泥くさい先生がたくさんおりました。理事者は優等生であつたらうと思ひますの

で、僕みたいなやつはいないかと思えますけれども、何か悪いことをしたら、ごんと来ました。それを家に帰って、きょう先生にたたかれたと言ったら、それはおまえが悪いからだとかまたごんとやられる、こういう教育であったのです。考えてみると、そのころは、いじめ問題もなかったし、窃盗に入るような子供たちもいなかった。そういう環境の中で教育を受けたわけではありますが、昨今の教員というのは、何かサラリーマン化して、本当の教育者なのかと疑問に思うところがございます。それも、暴力はだめですけれども、この子を何とかよくしたいということで頭をなでたぐらいで帰ったら先生にたたかれたと言って、俺の大事な我が子に何で手を上げたのかということで保護者からお叱りを受ける。やはり、この点は、保護者の方々も、教育現場の方針を十分理解して、我が子がどんな環境で学習したり育まれたならば、これから複雑多様化しているこの世の中でどんだん羽ばたいていけるのか、そういう教育なのだという事を理解していただければ、そういうことにならないのではないかと思います。中には、子供のために一生懸命やっている先生もおります。しかし、総合的には、教員もサラリーマン化しているということで、何か改善策はないものかと思っております。

「にっぽん紀行」の子供たちが、親元を離れて4泊5日で、寝るころになると泣いている子を、ほかの子供たちが励ましたり、そういう感動場面を見て、何とかこういう教育方針が洞爺湖町内の教育現場でも行われないものかという思いを私は持ったわけでもあります。そういうことを思ったのですけれども、今の洞爺湖町の教育現場で、人間性を育む手法として特にどういうことが行われているのか、また、洞爺湖町の防犯教育はどのような点に力を入れているのか、その点を伺っておきたいと思えます。

○議長（佐々木良一君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） 人間性を育む教育ということで、現場でどのようなことを行っているかということでございます。

今、個を大切に教育ということも進められておりますけれども、逆に、個を大切にすることとは、自己がしっかりしていないと他も理解しないので、それがなかなかできないということで、集団生活の規律等になれることの大切さも現場でたくさん教えていくということをしてございます。ただ、教育現場においてはカリキュラム等がございますので、なかなか大変なところもございますが、課外学習等でそういうところの規律も含めた人間性を育む教育を行っています。

それから、管理課の所管ではございませんが、そのほか、教育委員会所管の社会教育授業の中では、子供たちを対象とした授業等で、主に小学校になりますが、3校から募集した子供たちが各種の授業をやってございますので、その中でも、初めて会う子供同士がどうつき合っていくかということなども学びながら、生涯学習の中の一環として社会教育も担っているということでございます。社会教育のほうでは、体験学習などを行ってございまして、これは非常に人気の授業でございます。社会教育のほうも力を入れて、人間性を育む教育一環ということで、今、一例をご紹介させていただきました。

それから次に、学校現場では実際にどのような防災教育が行われているかということでございます。

現在実施している主なものをお話しさせていただきますが、一つ目は、各学校において帰宅時間や児童生徒が1人では行ってはいけない場所などをまとめた生活の決まりについての指導並びに全保護者へのペーパーの配布です。それから、二つ目は、夏休みや冬休みの長期休業は、特に児童生徒も解放的になりますことから、「生活のきまり」の特別版を作成し、全保護者並びに町内全戸への配布などを行っているものでございます。それから、三つ目は、インターネットによる防犯対策として、北海道教育委員会作成の保護者向け啓発リーフレットの配布です。それから、四つ目は、町防犯協会から小学校1年生から中学校3年生までの全児童生徒にいただいた防犯ブザーの登下校時での所持の徹底や使い方の指導です。それから、五つ目は、町内の神社祭典開催などにおいて、警察、先生、PTA及び教育委員会で構成する虻田地区及び洞爺地区の補導委員会による巡回指導などの取り組みを行っているところでございます。

また、これらのほかに、一部の学校では、伊達警察署や防犯協会の協力を得て、防犯に関する講話や知らない人に捕まったときの逃げる実践的な訓練を行うなどの防犯教室を行っており、各学校においては、工夫を凝らしながら防犯教育を実施している現状にあるところでございます。

○議長（佐々木良一君） 越前谷議員。

○2番（越前谷邦夫君） わかりました。

それでは、2番目に入らせていただきます。

防犯は、社会全体の協力で進めなければなりません。北海道内で2014年に飲酒や喫煙などの不良行為により補導された少年は1万5,000人で、そのうちの5,000人余りが深夜の徘徊でした。洞爺湖町の実態はどうかということで通告をさせていただきました。

今、北海道内において、徘徊等の少年が約5,000人もいるということでございます。こういった徘徊がふえておる中で、北海道内でどういう犯罪が起きているのかということを簡潔に報告させていただきたいと思います。

平成26年度の認知件数は4万359件、検挙件数は1万3,862件、検挙された人たちは8,835人、その中で少年が1,375人になっております。その中で、重要犯罪は、殺人、強盗、放火、強姦、人身売買、強制わいせつなどを含めて444件ありまして、検挙件数が323件、検挙数が219人、その中に少年が16人含まれております。それから、重要窃盗犯は、侵入犯、自動車窃盗、ひったくり、すりの手口などを含めて4万82件ありまして、検挙数が2,359件、検挙人員が421人で、そのうち少年が80人含まれております。特別法犯は、覚醒剤の使用、シンナー吸引、条例違反などを含めて、送致件数が2,810件、送致人員2,612人で、そのうち少年が127人ということになっておるわけです。

平成27年に入りまして、7月現在でございますが、どういう状況下にあるかといいますと、認知件数が2万639件、検挙件数が6,450件、検挙人員が4,492名、そのうち少年は544名も検

挙されております。この中で、重要犯罪は少年が25人入っております。重要窃盗犯でも51人が検挙されております。特別法犯でも81人が検挙されておるわけであります。

洞爺湖町の平成26年度の実態を皆様方に報告して明らかにしてまいりたいと思います。

平成26年度の事件の総数は大体48件起きております。そのうちの窃盗犯は25件、その他が3件、重要窃盗犯が4件起きておるわけであります。一番多かった年は、平成23年に59件起きております。平成26年は48件で、粗暴犯が2件、窃盗犯が36件、知能犯が3件、その他が7件、重要窃盗犯が11件です。このように、洞爺湖町でもいろいろな犯罪が起きているということでございます。

今回、このように事件が起きている状況を明らかにしましたけれども、洞爺湖町内で平成27年度にどれくらいの犯罪件数があったのか、その辺を簡潔にお願い申し上げたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 澤登総務部次長。

○総務部次長（澤登勝義君） 平成27年度の少年補導の件数といたしまして、6月末現在で16件となっております。そのうち、洞爺湖町内での部分では、26年度末で1件、これは町内者という状況になってございます。

また、青少年に対する声かけ等に事案につきましては、伊達署管内で平成27年度6月末現在で13件となっております。そのうち、洞爺湖町内においては、27年度6月末現在で1件というふうになってございます。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 越前谷議員。

○2番（越前谷邦夫君） わかりました。ありがとうございます。

今、全体的な犯罪件数等々も明らかにさせていただきましたが、先ほどの平成26年度に5,000人の少年が徘徊しておるということでした。この原因を大まかに言うと、家庭の中にいる場所がない、住む場所がない。それから、学校においてもいじめ等々に遭って、いる場所がない。それから、地域の中でコミュニケーションをとれない状況下にあるということでございます。

私は、そういうデータを見て一番注目すべき点は、小学生の暴力件数が非常に過去最多になってきているということでもあります。あわせて、小学1年生で暴力行為が8年間で約5倍になったということでもあります。こういったことも統計的にあらわれているわけですから、こういうことをひとつ念頭に置いて、これからの洞爺湖町内での防犯対策はどうあるべきかということについて、議論を深めさせていただきたいと思います。

そこで、理事者に一言でお願い申し上げます。この全国統計の中で、約1,000人に聞いたのですね。徘徊した少年に声をかけますかということを1,000人に聞きましたら、声をかけると答えた方が54%、声をかけないと答えた方が36%、それから、その他が10%ということで、これはそのときになってみないとわからないということのようであります。

理事者ならば、恐らく返ってくる答弁はわかっているのですが、声をかけるの54%の中に

入りますね。いかがでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 今、理事者という立場ですけれども、職員当時から声かけはさせていただいていたつもりでございます。

○議長（佐々木良一君） 越前谷議員。

○2番（越前谷邦夫君） ありがとうございます。

声をかけるが54%、かけないが36%、どちらでもない、そのときになってみないとわからないが10%です。そして、声をかけない理由としては、親とか保護者に後で怒られる、叱られるということも多くを占めています。それから、最近聞かない言葉でありますけれども、声をかけることによっておやじ狩りに遭うと。これが怖くて声をかけられないということがこのデータで明らかになっております。こういう状況下にあるわけであります。

今、洞爺湖町内では、時間の関係上割愛させていただきますが、約三十五、六年前から、理事者も当然ご承知のとおり、国際社会の到来だ、高齢化社会の到来だ、情報化社会が来るぞと言われて、国際化社会が到来した場合はどういうことに注意すべきなのかというと、言うまでもなく、言葉も十分発想できるような環境等も踏まえなければならないということでございます。

なぜ、今、こういうことを言うかということ、先日、外国人が小学生に声をかけておった姿を見たのです。自分もよもやと思って心配で、後ろに車が何台もついていましたものですから、500メートルぐらい行った後からUターンしてみると、外国人の姿はありませんでした。子供たちに外国人の方は何と言ったのですかと聞くと、みんな首をかしげるのです。言葉がわからないから、わかんない、わかんないと。こういう実態なのですね。

そういうことも考えれば、後ほど提案させていただきますけれども、洞爺湖町内でも、きのうも理事者が答弁の中で触れておりますように、本町地区においても外国人の方々は非常に散策しております。外国人が悪いということではないです。そういう方々も来ておるだけに、いろいろと対策を練る必要があるのではないかと思うわけであります。

そこで、皆さん方にひとつ認識を深めていただきたいので、最近、日本国内において、どのような子供を巻き込んだ凶悪事件が発生しているのかということを簡潔に申し上げさせていただきます。

ことしの2月20日に発生した中学生1年生の上村遼太君の事件です。これは、そのグループから離脱したい、そして、私は涙が出てくるのですが、友達に殺されるかもしれないと伝えながら、遼太君が上級生に殴り殺されているわけであります。それから、最近の大きな事件では、大阪の中1の男女殺害事件が8月13日に発生しております。それから、皆さんはご承知かと思いますが、9月19日に、千歳市で強制わいせつ未遂で中学1年生の少年が容疑者ということで逮捕されました。これも、ちょっとお母さんがちょっと目を離したすきにトイレに連れ込んで、出てくるのを見て、あらどうしたのかということであつたわけです。この事件は、強制わいせつ未遂ということで、きょうの新聞等を見ると書類送検等もさ

れるということのようであります。それから、9月19日には、札幌市で義父が4歳の男の子を殴って殺害というように、本当に痛ましい事件が多発しているのです。それから、埼玉県越谷市では、3日間で子供を含む6人が殺害され、この6人の中の2人が少年であります。それから、9月23日には、19歳の女性を少年グループが10時間も監禁するという事件が発生しております。

私どもは防犯というとはやはり警察頼りになりますが、警察官が窃盗に入って男性を殺害した容疑で逮捕と、これも今月であります。こういう事件が非常に多発しております。

また、きょうの新聞を見て驚きました。中学3年生が某歌手の脅迫容疑と。私も最近はやイドショーを見る機会が多くなりましたが、ツイッターにめった刺しにして殺すなど書き込んだということです。これはどういうことかといいますと、児童ポルノを認めない運動をしているからで、だから腹が立ったのだと。君の御殿は血まみれにしてやると。ツイッターにこういうことを載せた者が何と中学1年生の子であったのです。これは、以前からワイドショーで騒いでいたのです。犯人は中学1年生でした。

こういう凶悪事件がどんどん進んでいる中、学校現場においても、行政間においても、地域間の中におきましても、こういう子供たちを何とか救済する手法というものに積極的に取り組んでいかなければならないだろうと思います。

私は、洞爺湖町以外で事件として見ているのは、小学校へ上がる前の子供が乳幼児健診に来ないときに、来ないことを重要視して安否を確認し、気遣うと。そして、健診を受けない理由は一体何なのだろうか。こういうことは、保健センターとか保健師が実態確認をするということを積極的に推し進めていかなければならないと思います。

ここまで申し上げたわけでありましたが、もう一度教育委員会にお伺いしたいのは、学校休暇中の間はどのような生活指導を行っているのでしょうか。先ほど若干述べていたようでありますけれども、もう一回簡潔にお願いしたいと思います。学校でも生活指導に限りがあることはもちろん理解しておりますけれども、簡単に結構ですから、休暇中はどのような生活指導をしているのか、その辺をお願い申し上げたい。

○議長（佐々木良一君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） 休暇中ということですが、夏休み、冬休みということでお答えをさせていただきます。

各学校で「生活のきまり」というものをそれぞれ持っています。まず、年度当初等に、規律ということで、帰宅時間とか、先ほど言いましたゲームセンターとかカラオケ店とか1人で行ってはいけない場所等がございます。それは、年度初めに各学校がやりますが、夏休みにおいては、当然、外出することも多いということで、虻田地区の補導員委員会、それから洞爺地区の補導委員会で、各学校ではなくて、小中高をまとめた「生活のきまり」を1枚のペーパーにまとめまして、小学校であれば夏の帰宅時間は午後6時、中学生は6時半、高校は10時までというようなものを再確認するという意味で、例えば、今言いました帰宅時間、それから1人では行ってはいけない場所、親子さんと同伴でなければ行ってはならない

場所ということをもまず児童生徒と再確認し、親子さん、町内全戸にも配布して、それを確認していただくということで子供たちの安全等を守る取り組みを行っているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 越前谷議員。

○2番（越前谷邦夫君） わかりました。

それでは、3番目に入らせていただきます。

（3）は、社会連携で犯罪を防ぐことが重要である。学校や補導員だけでなく、保護者や行政、地域の人たちが連携して子供たちに声をかけることで悲惨な事件を食い止めた。子供たちを犯罪から守るための地域社会、あるいはまた大人の役割はということで通告させていただきました。

そこで、伺います。

平成21年8月1日はどんな日であったでしょうか。わかりますね。洞爺湖町が「暴力追放・防犯の町宣言」をした日です。同じく、「交通安全の町宣言」をしたのが平成21年8月1日ということであります。

言うまでもなく、自治の基本理念というのは、住民の生命、財産を守ることです。住民の生命、財産を守るのは、災害からばかりではないのです。こういう犯罪行為から守るのも自治の基本理念であるわけであります。

そこで、先ほど、子ども110番の家のことも出てきました。これは、駆け込み、あるいは抑止力になるだろうということで、当然、そうなるだろうと思います。

私は、前にも、子ども110番の家の件で質問をさせていただいて、遠藤総務部長から答弁をいただいておりますけれども、子ども110番の家も、もう一度、どういう状況下にあるのか、これを点検してみる必要があるのではないかと思います。

もう一点は、先ほど申し上げましたが、いよいよ本町方面にも、洞爺湖温泉にも、あるいは洞爺地区のほうも、日本人ばかりではなくて、外国人の方々も散策するようになったわけですから、いろいろと抑止力を含めて考えたならば、3カ国語で表示するような方法はとれないものかどうか、その辺を伺っておきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 澤登総務部次長。

○総務部次長（澤登勝義君） まず、子ども110番の家の関係について、現状はどういうふうになっているのかというご質問でございます。現在、登録されている件数といたしまして140件でございます。これは、ただいま議員がご指摘のとおり、数年前からの登録の状況で、現在登録されている方々の協力等については再度検証する時期に来ているというふうに担当課のほうでは認識しているところでございます。

それから、もう一点の外国人が多いことによる看板等の表示の多言語化についてでございますけれども、現在、防犯の標語的な部分は日本語だけでございまして、外国語等の表記は現在はないという状況でございます。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 越前谷議員。

○2番（越前谷邦夫君） そういふことですから、子ども110番の家には3カ国語で表示できないのかということをお伺いしているのです。

これから洞爺湖町内で絶対に犯罪を起こさせない、起こしてはならないということで、この会場にいる方々はみんな同感だろうと思っております。やはり、見守りの声かけ運動というものをこれから強化していく必要があるのではないかと思います。今回の答弁の中でも理事者はそういったことに若干触れていたようでありますけれども、私が子供のころにいた日本海の熊石町では、集落の中を火の用心ということで順番制で回って歩きました。これは、必ずしも防火対策ばかりではなくて、防犯対策も含まれているのです。時間が来たならば、火の用心と言って拍子木を鳴らして歩き、その時間帯になったらもう家の中に入りなさいよ、大人も入りなさいよ、できるだけ帰りなさいよ、帰って火の始末をきなさいよ、戸締りをしっかりきなさいよ、これが火の用心ということで集落を回ったのです。こういう声かけ運動をこれからも全町的にやる必要があるだろうと思っております。その意気込みこそが意識の変革を生んで犯罪の大きな抑止力になる、私はこういう思いを持っております。

そこで伺っておきたいのは、この町に防犯協会というものがあるでしょう。防犯協会は何名の構成で、どんな活動が行われているのか。ついでにお聞きしますが、洞爺湖町の防犯対策費は幾らでしょうか。伺っておきたいと思っております。簡潔にお願いします。

○議長（佐々木良一君） 澤登総務部次長。

○総務部次長（澤登勝義君） まず、人数についてでございますけれども、今、資料がありませんので、後ほど回答させていただきたいと思っております。

次に、防犯に関する予算でございます。現在、洞爺湖町防犯協会への補助金といたしまして47万9,000円、それから、伊達地方防犯協会連合会運営費負担金ということで55万1,000円、合計で103万円の予算を計上してございます。

また、活動内容でございます。防犯協会の事業といたしまして、先ほどの学校のほうと重複する部分がございますけれども、新1年生に対する防犯ブザーの配布、キャンプ場や祭典、夏休み、冬休みなどのパトロールの実施、一般住宅、高齢者住宅へのパトロール、町内商店への防犯に関するチラシの配布、日々の事業といたしましては、青色パトロールの巡回並びに駐車場等における自動車の防犯診断、歳末パトロール等が内容となっております。

それから、少年の非行防止ですが、これも健全育成とあわせてスポーツ大会の開催や祭典のパトロール、それから、各種広報という事業内容を年間を通じて実施している状況でございます。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 越前谷議員。

○2番（越前谷邦夫君） わかりました。

洞爺湖町の事務報告を見させていただきました。防犯対策事業として、平成26年度は自主パトロールの実施と。これは、今、次長が述べた内容なのでしょう。青色回転灯を整備した

車両で、5台で実施したということです。これは防犯協会と違うのでしょうか。公用車による自主パトロールの実施、これは違うのですか。お願いします。

○議長（佐々木良一君） 澤登総務部次長。

○総務部次長（澤登勝義君） 事務報告のほうでの5台は、公用車の青色回転灯の車両ということで、防犯協会の会員の方々の車両については、別途青色灯でもっての巡回を実施しているという状況でございます。

○議長（佐々木良一君） 越前谷議員。

○2番（越前谷邦夫君） わかりました。

そういうことで、防犯協会の人数がわからないから、行政パトロール以外のパトロール車は何台なのかということとはわからないだろうと思うので、後で結構ですからお知らせいただければと思います。

私は、決して重箱の隅をつつくわけではないのですけれども、平成24年度は公用車6台で青色灯をつけて巡回していたということですが、大変申しわけないのですが、職員の回っている姿は、いつごろなのか、私が寝ているところを歩いているのかどうかはわからないけれども、余り見かけませんでした。そして、24年度は6台であったのが、25年、26年になったら5台ということで1台減車になっています。こういうところを見ると、防犯対策の意気込みがいまいちかなと言わざるを得ないのですよ。それから、防犯協会に対する予算も47万9,000円で、この程度でいいのかなと思います。総合的に103万円ということで、洞爺湖町の生命、財産を守るという観点からいけば、本当にこの活動範囲でいいのか、あるいは、こういう予算措置でいいのかということを考えさせられるわけであります。

実は、きのう、理事者は、高齢者対策の決意を述べました。私も同感で共感いたしました。今、居住している高齢者の方々が誇りに思えるような安心・安全な地域づくりをしていくのだと。私は、これを聞いて、本当に正直に感銘いたしました。私自身もそうかもしれませんが、定住・移住対策の一環といたしまして、移住していただくための環境づくりに邁進せよということは私も何度も申し上げてきました。しかし、数年たっても移住者はなかなかふえないというのが実態かと思うのです。

そこで、地方創生でも言っていますように、ひと・まち・しごとですね。今、いろいろな有識者の中においていろいろと協議を深めていただくとおっしゃるのですが、一番大切なのは、居住されている地域の中で、地域の方々が満足して、安心・安全に生活できる洞爺湖町という社会をしっかりと固定化したならば、この町からよそへ行くのではなく、場合によっては、そういう防犯に強い町ならば、治安に強い町ならば、お父さん、お母さん、私たちは洞爺湖町へ行って住もうということになるのではないかと私は思うのであります。

したがって、理事者をお願いしたいのです。防犯力の強い洞爺湖町という地域社会を創設すべきだと。理事者をお願いしたいのは、先ほど若干の苦言も申し上げたかも知れませんが、真屋町政のうちに、しっかりと防犯力のある洞爺湖町として大きな歴史をつくっていただきたいと思うのです。この町は、洞爺湖町は、絶対に全国のどこにも負けない洞爺

湖町だぞというような防犯力の強い地域社会をつくることによって、必ずや、今居住しておる方々がよそへ行こう、逆にあそこへ行って住もう、こういう地域社会が建立されるのではないかなと思うわけであります。

それをしていくためには、何といっても理事者をお願いしたいのは、住民力の結集が重要だろうと思います。この結集力を高めれば犯罪を防止できる。絶対に防止できる。したがって、住民の意識を向上させるような環境づくりをしなければならないだろうと思います。

そこでご提案申し上げます。

防犯協会と連携して活動の強化を目指す、支援するような組織化を図るべきではないかと思います。行政、議会、各自治会の防犯担当者ですね。ほとんどの自治会には防犯担当者が存在しているかと思います。それから、企業、各団体等の総ぐるみで、仮称であります、防犯対策協議会というものをつくって、しっかりと1日に何回、あるいは、いろいろなイベントがあることによって防犯の腕章をかけた方々がまちを巡回し、花火観賞時期においては、遊歩道、温泉街等々を含めて巡回する、そういう環境をつくることによって真屋町政は絶対に大きな歴史を残すことになると思います。

そういうことで、ぜひ、巡回パトロールを強化するという観点から、組織化を図る、あるいは、子ども110番の家の見直し等々も図りながら、子ども110番の家としてどういう周知をしたらいいのかということも出てくるでしょう。したがって、力強い定住対策として、防犯対策の息吹が安心・安全な洞爺湖町という地域社会を創設できると思います。そのための決意の一端を理事者に述べていただきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 今ご提言いただきました内容については、ごもっともだなというふうにも思っておりますので、これもぜひ検討してまいりたいと思っております。

また、今、町が考えていることをございますけれども、今、企画のほうで、防災行政無線を全地区に配備するということで整えさせていただいているところでございます。これにあわせまして、教育委員会、学校関係、自治会、各関係機関と連携をとりまして、今考えておりますのは、子供たちが登校する時間帯あるいは下校する時間帯に、今、ちょうど小学校でチャイムが鳴っておりましたけれども、今、子供たちが登校しますよ、下校しますよというときに、防災行政無線から何かの音なり音楽なりを流しながら、地域の住民の皆さんのご協力を得ながら、子供たちを守っていけるようなシステムを構築していきたいというふうにも思っております。

また、今、防犯の関係でいろいろご提言をいただきました。今ある制度については、不足しているところもございますので、再度見直しをしながら、110番の通報等々も含めながら、子ども110番の家などの表示につきましても、十分精査しながら、足りない部分については補っていくということをやっていく必要があるだろうと思っております。

今、議員がおっしゃっていただいたように、地域住民の力の結束があれば、未然に子供たちを事故から救える手段の一つになるかもしれないということもございますので、そこら辺

は、地域住民、特に自治会の皆様方、あるいは関係する機関と連携を図りながら事を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐々木良一君） 越前谷議員。

○2番（越前谷邦夫君） 今の決意を聞いて、これからの洞爺湖町の防犯対策は全国一になるのだろうなという期待感を持って、次の質問に入らせていただきます。

2番目に通告しておりますのは、私も一般質問はあと何回できるかわからない環境にありますので、ぜひ残された質問にご協力いただければと思います。

北海道新幹線開業に向けた洞爺湖町の取り組みについて、（1）は、北海道新幹線開業まで約6カ月、半年になったわけであります。洞爺湖観光の躍動に向けた官民一体となった施策はあるのかということで質問をさせていただきました。いよいよ北海道新幹線も2016年、来年の3月26日に開業が決定しました。新函館北斗―新青森間の約149キロメートルが開通されるわけであります。東京間を約4時間、13往復、1日約7,000人から1万人が利用されるということであります。

最高速度は時速260キロです。速いですね、青函トンネル内は時速140キロになるようであります。企画課長、これによる北海道の経済効果はどのぐらいになるのでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） 大変申しわけありません。今、数字を持ち合わせておりません。

○議長（佐々木良一君） 越前谷議員。

○2番（越前谷邦夫君） 大体165億円ぐらいであります。そういうことでありますから、ぜひ、北海道においても、新幹線が開通するということにある意味で大きなメリットもありますし、取り組みいかによっては大きなデメリットもあるということに私どもは目覚めなければなりません。利用客が新函館北斗まで来る。逆に、あそこから東北方面、関東方面、あるいは北陸方面にも新幹線で行けるようになるということも考えなければならぬ。来ることだけの対策ばかりではなくて、利用客イコール観光客も向こうに行ってしまうのではないのかという憂慮ある、懸念、危惧する要素は十分あると思うのです。当然、そのことも踏まえて考えていかなければならないだろうと思います。

今、重要なことは、理事者も行政の動きというのは私も若干理解してきておりますが、自治体同士の広域連携の議論が非常に活発に深められている気がします。それから、9月15日には室蘭市でフォーラムもありましたけれども、その中でも、これから新幹線が開業することによって日胆地区等々が取り組まなければならないことを模索しておる記事も多く載ってわけであります。

今、2次交通が重要な足になるのではないかという気がいたします。当然、後志のほうは倶知安から新函館北斗まで、10月の十何日は土・日に走らせて、利用客の度合いはどうか、どういう面を改善しなければならないのか等々を含めて、今、採用性の検証を図るということで走らせておるわけであります。

それとあわせて、当然、期間限定でありますけれども、特急列車等も走らせて、何とか新函館北斗まで来た利用客が後志方面、ニセコ方面に来ていただけるような、そういう施策、方策を一生懸命努力されておるようでございます。

都市間交通というのですが、この都市間交通については、洞爺湖町におきましても、先日から始まったのが登別から洞爺湖温泉を通してニセコ、倶知安に入ることです。これは、非常に風光明媚であるということで記事も載っていましたが、反省材料としてはガイドをつけたらもっといいのにということも載っており、共感しておるわけであります。こういう体制づくりというのでしょうか、これは道の事業として実施されておる事業でありますけれども、洞爺湖町は洞爺湖町の独自性のある事業といいましょうか、官民一体となって取り組む必要があるのではないかと考えております。

そこで伺っておきたいのは、2014年に来道した外国人は何名なののでしょうか。これは観光振興課長にお願いします。

○議長（佐々木良一君） 佐々木観光振興課長。

○観光振興課長（佐々木清志君） 来道外国人については、現在は150万人を超えているところでございます。若干の話をさせていただきますと、2020年までには300万人にするということで、ここ数年の間に200万人に達するという状況で、200万人弱という数字でございます。以上です。

○議長（佐々木良一君） 越前谷議員。

○2番（越前谷邦夫君） 今、高橋はるみ知事が、2020年までに300万人を目標にしております。平成26年度は、正確に申し上げますが、154万人です。これを2020年までに300万人にしたいということです。これは、新幹線を利用することばかりではないですよ。飛行機もあれば、フェリーもあるでしょうから、そういったものを利用して受け入れ体制の整備を図って300万人体制にしていきたいということが明らかになっておるわけであります。

白老にアイヌ博物館がありますますが、これは2020年に完成いたします。私が一番考えさせられるのは、登別温泉と白老温泉がタッグを組んで、新函館北斗まで来たお客さんを誘致することに今から一生懸命やっています。これは、正直に言いまして脅威を感じているのです。国立博物館ができますし、隣には登別温泉があります。そうだとすれば、洞爺湖も風光明媚でいいかもしれないけれども、今度できた博物館を見て、登別あたりで1泊するかという方々がふえるのではないかと懸念をしておるのです。したがって、洞爺湖温泉を持っている洞爺湖町として、どういう施策、方策で観光客、利用客を誘致していこうとしておるのか、その広域行政のあり方も含めて理事者から見解をいただければ大変ありがたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） まず最初に、広域観光圏あるいは日胆戦略会議のほうで取り組んでいる状況でございますけれども、今、各18の自治体、経済団体、交通事業者、観光関係者、青年会議所、その他民間団体など66の構成団体で、官民挙げて、新函館北斗駅から日胆地域へ何とか送客しようということで、いろいろと動いているところでございます。また、今、そ

のためのPR活動もしているところでございます。

これには、当然、胆振総合振興局、日高振興局にも加わっていただきまして、それなりの事業展開、PR用のチラシ、ポスターのほうも作成しているところでございます。加えて、地元洞爺湖温泉のほうでは、洞爺湖温泉観光協会を中心といたしまして、11月に、東北のほうに向けて、東北、北関東のほうですけれども、旅客誘致に出かけていただくということを検討していただいております。

前に、羊蹄山麓と西胆振の広域連携会議を組ませていただいたところでございますが、そのときには道路交通網の問題もありました。かねてから、道南バスの社長のほうには、登別、洞爺湖温泉、ニセコ、倶知安、比羅夫、こちらを経由するバスを何とかお願いできないだろうかということで協議しておりましたが、今回、たまたま北海道のほうで支援をしていただけるということで、来年の4月から常時運行を開始いたします。まだまだ1日の便数は少ないですけれども、試行的にだんだんふやしていったらこうということです。

それから、北都交通のほうでは、早くから函館から洞爺湖を通して登別まで、ここはバスを何とか運行させていきたいということで、こちらのほうもご案内をいただいておりますので、2次交通対策として私どもが支援できるところは考えていきたいと思っております。

それから、ただいま入ってきている情報では、東京から新幹線が新函館北斗まで来ますけれども、そのときの1日の往復回数は全部で10往復と聞いております。また、はやぶさについては、仙台から新函館北斗までの直通列車でございますけれども、1往復を考えているということです。そして、はやて、これは盛岡と新函館北斗間直通でございますけれども、これも1往復です。そして、はやての新青森から新函館北斗間が1往復です。全部で13往復を考えているということで、恐らく、開業が2016年、来年の3月26日になりますので、来年からこのようなシステムを組んでいただけるのではないかと思います。それとあわせて、今、内浦湾沿いはJR北海道でスーパー北斗と北斗を運行していただいておりますが、一時期よりもかなり減った状況で、今、9本しか往復しておりませんが、この日にちはまだ定かではないのですが、恐らく3月26日からだろうと思っておりますけれども、確認はとりますが、1日12往復にするということです。そして、編成も6両編成だったものを7両編成にする。北斗は残念ながら5両編成のままのようでございますが、スーパー北斗のほうは6両編成から7両編成になるということで、何とかこういうものを捉えながら、私ども洞爺湖温泉のほうに送客をしていければというふうにも考えております。

ただ、今、議員がご心配していただきましたとおり、白老、登別は私どもにとっても脅威になろうというふうに考えております。そんな中、9月19日に、様似のアポイ岳がめでたく世界ジオパークの認定をいただきました。今、北海道に世界ジオパークを名乗るところが洞爺湖有珠山ジオパークとアポイ岳ジオパークの二つになりまして、まさに日胆の端から端がちょうどその地域になるということで、これを前面に出して、学術的にもすばらしいものがあるので、ぜひこちらのほうへというPRをこれからしていきたいと考えております。

○議長（佐々木良一君） 越前谷議員。

○2番（越前谷邦夫君） 今、理事者の決意を確認させていただきました。

先ほど申し上げたように、東京、新青森から新函館北斗まで約13往復ということでございました。1日約7,000人から1万人ということです。

今、理事者のほうから、確定ではないでしょうけれども、スーパー北斗が9往復から12往復になる予定だという話がありました。6両から7両編成ということになると、これまた利用客が乗ることになりますから、そうなればいいと思います。ただ、今まであった青森、札幌間のはまなすがなくなるのです。洞爺湖温泉のはまなすは健在ですよ。それから、寝台特急カシオペアは運行を取りやめるのですね。したがって、新幹線が来ることによって減車になったり、運休になったり、休止になったりするということも、これからの利用客誘致、あるいはまた、とりわけ観光客の誘致も念頭に置いて、その対策をどのように講ずればよいのか。

その対策として理事者にお願いしたいのですが、やはり、まちづくりは、議会がやりなさいと言ったからさあやるかといってアドバルーンを上げてても効果が出ません。一番効果があるのは、先ほど最初の質問でも申し上げましたが、住民の総意をいかに結集させるか、それから、住民の意識をどう向上させるか、そのことによって、新幹線の開通に伴っての観光客誘致にも大きな拍車がかかるのではないかと思うのです。したがって、住民を何とか、新函館北斗ですから函館、北斗だけの問題ではないよ、洞爺湖温泉を持っている洞爺湖町としては、ある意味での死活問題になるかもわからないから、新幹線の開業は本当にみんなで総意を結集して歓迎しようではないか、そしてまた、誘致対策を講じようではないか、その機運をつくり上げることが必要ではないかと思うのです。

そこで、理事者にお伺いしておきたいのは、今、洞爺駅前やホームを見ても、新幹線云々というのはポスター1枚ないですし、のぼり1本立っていません。こういう状態で、本当に温泉を持っている町なのかと私は思っています。よその人に言われたら悔しいではないですか。したがって、ぜひ、この議会終了と同時に速やかにそういう環境づくりに取り組んでいただきたい。洞爺湖温泉にも、来年の3月26日に新幹線開業、ぜひ洞爺湖温泉に観光客に来ていただきたい、こういう機運を理事者に盛り上げていただきたいと思うのです。町長、今、いろいろと争奪合戦が進んでいるのですよ。

東北の大学あたりは、北海道の人にぜひ東北の学校に入ってくださいと、この争奪合戦ですよ。函館には教育大学や未来大学などがあるのですけれども、東北からそういう大学に来てくださいと、東北から通学可能な範囲の子供たちを誘致するのに争奪合戦ですよ。洞爺湖町も観光客の争奪合戦はほかに負けないように官民一体となってやらなければならないのではないのでしょうか。

今、行政の動きはある程度見えてまいりました。しかし、観光協会の動きというのはさっぱりわからない。見えない。今、外国人観光客がたくさん来ているから、うちの旅館はいっぱいだからいいのだということではいけないと思います。ここにも経営者がいますので、批判しているわけではないのですが、外国人観光客というのは、経済の情勢が変化することに

よって減少するのですよ。固定化しているのではないのですよ。やはり、洞爺湖温泉の洞爺湖観光というのは、道内外の方々が来ていただけるような、そういう観光地としての位置づけを図りながら受け入れ体制の強化を図るべきだなと思っております。

きのう、循環型観光とか体験型観光ということを述べて、私が去年質問したことが実現されたようだとか誇りに思っている方もいますけれども、それはそうでしょう。しかし、この循環型観光、体験型観光というのは、古い庁舎時代から、もう20年、30年前から体験型観光をやろうではないか、循環型観光ということでニセコにはオーストラリアの方々もたくさん来ている、外国人も来ている、その方々がぜひ洞爺湖温泉にも来ていただけるような、そういうバス交通の整備を図ろうではないかということも随分議論を重ねてまいりました。先日、やっと垣根を越えて、町長も大変苦労したのでしょうけれども、洞爺湖文化センターで発足されたということは、これからの洞爺湖観光の飛躍に期待できると思っております。

それから、日本の旅行市場の約20兆円は世界3位なのですね。20兆円もあって、世界3位だというようであります。熊本県では、九州新幹線の開業に向けて関西地方で集中的にプロモーションを図って、ゆるキャラのくまモンの経済効果は何と1,244億円ですよ。したがって、ターゲットを定めたぶれない戦略は、必ずやしっかり成果が上がるということであります。ぜひ理事者をお願いしたいのは、支笏洞爺国立公園に来ておる外国人は全国で2位だそうです。洞爺湖観光というすばらしい地域を持っておる洞爺湖町として、いろいろな知恵を絞り合って、住民の意思を結集して、総意で、みんなで汗を流したならば、必ずや日本一の観光圏になるという自信を持った行動を展開していかなければならないだろうと思いますので、ぜひ、最後に理事者の決意を伺って、きょうの私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 非常にたくさんの貴重なエールを送っていただきまして、本当にありがとうございます。

私どもも、本当に地域住民の皆さんと一体とならなければいい行政運営はできないというふうに思っております。そんな点から、やはり、この新幹線問題につきましても、早くに、のぼりや、住民の皆様にもわかるようなものを提示しながら、みんなと一緒に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐々木良一君） これで、2番、越前谷議員の質問を終わります。

一般質問は、これで終了いたします。

◎散開の宣告

○議長（佐々木良一君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これにて散開いたします。

（午後 4時01分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

平成27年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員